

# 近世節用集における部分けの研究（翻刻）

藤本 灯・森上 亜希子

近代以前に編纂された国語辞書の部立ての名称は、本邦国語辞書の嚆矢にあたる『色葉字類抄』（院政期成立）の二一部<sup>＊</sup>をはじめとして、現代人にとつてその意味するところが必ずしも明瞭なものばかりとは限らない。

二一部のうち「植物」「動物」などはおのずから収録語の性質が想像されるところであるが、現代語においてあまり使用されない「辞字」や「重点」などの部立て名からは、その中にとつのような語が収められているのか、実際に引いて確かめてみるまで厳密なところは我々には分からない。これまでの研究<sup>＊</sup>の結果、『色葉字類抄』の「辞字部」には主として用言の訓を持つ単字が、「重点部」には重点（≡踊り字）を伴う二字熟語（「一々」など）が、「暈字部」には二字以上の漢字からなる熟語（ただし大部分は概念語）が、「名字部」には男性貴族の実名に用いられる好字一字（義 ヨシ）など、ただし歴史上著

名な人物名や女性名は含まない）が収録されていることなどが明らかになってきたが、これらのことは収録語の分析を通して帰納的に規定され得たことであった。またこれら二一部は概して「意義分類」と称されることが多いものの、中には「重点」「暈字」のように語の外形によるものも含まれており、おそらく編纂当時の利用者にとつても、語の振り分けの基準が判然としなかった面があるものと想像される。このこと背景には、『色葉字類抄』の分類が漢詩文集や歌学書等の意義分類の援用によっており、国語辞書の分類として吟味され案出されたものではなかつたという事情もあろう。いずれにせよ、辞書の部立て、すなわちその部に収納された語彙の外延が明確に示されないことは、不特定多数の利用者が辞書を引く際の便が決して良くなかつたことを意味する。

『色葉字類抄』以後も、本邦国語辞書における部立てのあり

方に特筆すべき大きな変化は見られなかったが、近世に至り、出版文化の隆盛に伴って数多の「節用集」類が刊行されることとなった際には、しばしば巻頭目録部分に部立て（門部）の説明が添えられるようになった。

例えば「名字 ト八人の名字ノ字を云」（『二鉢節用集』、寛永九年＝一六三二刊、傍書省略、以下同様）のようなものである。このように、初期の部立ての説明文はトートロジー的で稚拙に見受けられるが、さらに時代が下ると「名字 源平藤橘の四姓より別れ出たる旧家の氏地名を引たる苗字等のしれがたき音訓の文字此部に集」（『早字節用集』、文政八年＝一八二五刊）のように、かなり成熟したものも見られるようになる。また「苗氏 源平藤橘の四氏より百姓に至るまで委有之」（『鼈頭節用集』、貞享五年＝一六八八刊）は『早字節用集』と内容が重なりつつも部立ての名称が異なるものであるが、いずれも前掲の『色葉字類抄』の「名字部」とは語彙の範疇にズレがありそうなことが、説明を見ただけでも推測される。一方で、門部の統合にまで言及するようなもの（「姓氏門 古の節用集は名字門とわかちたれども今改めて姓氏門と名をかへ源平藤橘の事は申に及はずかりに在名を氏と定たるにいたるまで二字を名のるほどの文字をつらぬ」、『新刊節用集大全』、延宝八年＝一六八〇刊）の存在からは、門部やその名称の改編が、ある程度意図的に行

われていたことが窺われる。

本稿では、近世節用集を見るうえで重要な資料群の一つである『節用集大系』（大空社、一九九三～一九九五）に収録された節用集類を対象とし、部立て名に添えられた説明文を全て翻字し示すこととした。部立ての説明の細部を把握することによって、刊行当時の人々（少なくとも編輯人や版元）の部分け・部立て名への認識のあり方や検字検索のための工夫、また出版事情が見て取れるのは無論のこと、近世における日本人の事物への認識の枠組み（カテゴライズのあり方）についても知る助けとなることが期待される。また説明文の多くは、「傍訓」を伴う「文」で示されている。本翻字が、本邦辞書（編纂）史、日本語音韻・表記史の、あるいは事物を規定するための語彙・文章・文体のあり方を窺うための資料ともなれば幸いである。

なお節用集の序跋・凡例・門部説明部分の翻字解説には、高梨信博氏のご研究（『近世節用集の序・跋・凡例（一）』（五）』（『国語学研究所資料』一一～一五、一九八七～一九九一）、があるが、うち門部の説明については、大同小異の箇所も多くを省略された模様である。本稿では、それら小異箇所についても注目、区別し、右に挙げた諸々の研究目的に適うよう、可能な限り文章表記や表現の差分を明らかに示すように努めた。筆者らの不手際による判読の誤脱については後日の補訂を期したい。

凡例

・『節用集大系』全一〇巻一―三種のうち、意義分類による部立ておよび部立ての説明文を持つ七二種(本稿末にタイトルのリストを付した)を対象とし、部立て名および注記の全てを翻字し、部立て名ごとに注記をまとめて示した。ただし付録と考えられる箇所や凡例、「引様」については任意に判断し、これを除いた。

・『節用集大系』所収の影印が、虫損・汚損等により判読し難い箇所については、同版の版本または実物の閲覧によって補った。また他本によっても判読が困難な箇所や他本を確認できなかった箇所については、およその文字数を□で示した。文字数が不明の場合は単独の□で示した。確認に用いた版本の所蔵機関とタイトルまたは書名を次に挙げる。(括弧内算用数字は『節用集大系』の巻数、以下同様)

○東京大学文学部国語研究室

・二休節用集(6)・童子字尽安見(25)・森羅万象要字海(30)

大広益字尽重宝記綱目(39)・万宝節用富貴蔵(51)・大成無雙節用集(73・74)

○国立国会図書館

・頭書増補二行節用集(12)・頭書増補節用集大全(18)・頭書増補節用集大全(24)・男節用集如意宝珠大成(26)・大富節用福寿海(28)・袖宝節用集(32)・大節用文字宝鑑(33)

○名古屋大学附属図書館

・広益二行節用集(19)

○石川県立歴史博物館

・悉皆世話字彙墨宝(29)・字貫節用集(46)

○木村辰編著『江戸期女性語辞典Ⅱ』『女節用集文字彙』影印と索引(港の人、二〇〇八)

・女節用集文字彙(35)

○金沢市立玉川図書館近世史料館

・絵引節用集(48)

○国文学研究資料館

・永代節用大全無尽蔵(31)・江戸大節用海内蔵(57・58)

○早稲田大学古典籍総合データベース

・俳字節用集(60)

・改行位置、傍訓の有無、仮名漢字表記、文末表現の差についても区別し、異なるものはそれぞれ別項とした。ただし傍訓の清濁が判読し難い場合や他の状況により、同一の本文と認めた場合がある。

・清濁については可能な限り原本に忠実に示した。

・原本にある旧字や異体字、変体仮名を通行字に改めた場合がある。改めた主な通行漢字を下に示す。↓絵歌画概官亀田刻写国時湿疾処総草蔵虫珍弟等読万飛浜伝変宝

也野与誉略竜靈

・字形の類似(「也」「之」等)により判読が難しい場合も任意に判断して示すこととしたが、可能な限り、文献ごとに統一した判読基準を設けることを心がけた。

・判読を保留した字については\*でこれを示した。

・合字は開いて示した。

・原本の部立て名の上に数字のある場合には、すべてこれを示した。

・原本の部立て名の下にはスペースや罫線がある場合があるが、それらの有無にかかわらず、すべて空白を挿入し示した。

・原本にある区切りの点は、すべて「」で示した。

・注記内の割注は「 $\wedge$ 」で示した。

・原本の改行位置に「 $\wedge$ 」を挿入して示した。ただし、左傍訓の中の「 $\wedge$ 」は、訓読みの振り仮名のついた親子の切り替わり箇所を示す。

・傍書の左右位置は可能な限り原本に忠実に示した。

・『頭書大益節用集編目』(22)の部門名の傍らにある篆書による文字は省略した。また22巻の門名の左傍訓として示した片仮名は、原本では右傍にある。例えば「乾坤」の左傍訓とした「アメツチ」は原本では「けんこん」と「乾坤」の間にある。

・注記末の丸括弧の中に、該当する『節用集大系』の巻数を、若い順に示した。その際、同一の内容を持つものは一項目にまとめ、巻数を「」で繋いで示した。巻数を「」で区切ったものは、同一文献が2巻にわたるものである。

・(25) 2、71(2) (33) 2 (39) 2 (41) (44) 1 (44) 2 (59) 2 (63) の他と併せ難い性格を持つ箇所については、一括して本稿末尾に示した。

- ・本稿内における部立て名の次第は次のとおりである。門部名の明示されない「絵引節用集」(48)については、関連項目の直後にこれを配置した。【門部】「乾坤」〈絵引「天地」天〉【天象】「天文」【地】「地理」【所名】「名所旧跡」【国尽】「名所」
  - ・【地名】「外国」【時候】「時節」【時】「年月」【歲時】「時令」【月異名】〈絵引〉【家屋】
  - ・【居室】「家居普請類字尽」【家居】「居所」〈絵引〉【神祇】〈絵引〉【神】「釈」【神積】
  - ・【神社仏閣】「仏家」【神仏】「釈教」【官位】「官」【人倫】〈絵引〉【人】「人のるい」
  - ・【親族】「人名」【人物】「家業」【名字】「苗字」【官苗】「倫名」【俗名字】「姓氏」〈絵引〉【名】「姓名」【衣食】 絵引二種【食服】「食衣」【絹布】「衣服」【染練】「帽巾」
  - ・【履沓】「枕沓」【衣】「絹布類字尽」【衣袈】「飲食」【三飲】「食」【飲食類字尽】【食物】「湯火」【支体】〈絵引〉【人支】【支】「支体類字尽」【病名類字尽】【疾病】「諸病」【気形】「生類」【諸獸】「畜獸」【畜】「禽獸」〈絵引〉【介貝】【貝】【魚鱗】
  - ・【龍魚】「魚」〈絵引〉【龍蛇】「蛇」【虫彗】【虫介】【虫】〈絵引〉【禽鳥】【鳥】
  - ・【草】「服用草木」【葎菌】「諸竹」【海藻】「菜蔬」【米穀】「草」【樹】「植栽」【器財】
  - ・〈絵引〉【異形】「草木」 絵引三種【生植】「菜種」【樹木】【果蔬】「異国草木」【蔓草】「服用草木」【葎菌】「諸竹」【海藻】「菜蔬」【米穀】「草」【樹】「植栽」【器財】
  - ・【洗掃器財】「百工器財」【營作器財】「農具」【獵漁器財】【器】「道具類字尽」
  - ・【文具類字尽】【武具類字尽】【刀脇指類字尽】【銅鐵道具類字尽】【農具類字尽】【船具類字尽】【兩替類字尽】【小間物類字尽】【機械類字尽】【光彩】【數量】【數】【言語】〈絵引〉【言辭】【世】【漢】【藝藝】【經籍】【雜】【正誤】【一】【一】
- 【門部】
- ・部分之名 (5) 2、6、7、9) 1、10) 1、10) 2、11)
  - ・部分之名 (8)
  - ・部分の自録 (9) 2)
  - ・頭書節用集十三門部分之名并註 (12) 1)
  - ・節用集十三門部分之名并註 (12) 2)

- ・新刊節用集全編次/凡此書編集次第第十八門立 (15) 16)
- ・頭書二行節用集十三門部分并註 (17) 2)
- ・十三門部分之注 (18) 1、18) 2、23) 1、32) 1)
- ・広益節用集部分之名 (19) 20)
- ・十三門部分註 (23) 2、24) 1、40、49) 1、59) 1)
- ・節用本例十三門部分註 (24) 2)
- ・部分十二門之註 (26) 1)
- ・満字節用十三門之部分絵註 (28) 1)
- ・部分十三門之註 (28) 2)
- ・十九門部分註 (29)
- ・節用集十門部分注 (31) 1)
- ・門部目録 (33) 2)
- ・門部 (34) 44) 1)
- ・女節用集九門部分絵鈔 (35) 1)
- ・部分十三門之註 (35) 2)
- ・部分之註 (37) 1)
- ・十三門部分面註 (37) 2)
- ・部門分註 (41)
- ・門部 (42) 46) 47)
- ・十三門部分注 (43)
- ・門部の註 (44) 2)
- ・十三門部分の文字見出し様的事 (45) 1)
- ・部分目録 (49) 2)
- ・節用十三門部分註 (50)
- ・十三門部分註 (51)
- ・門部分細註 (53) 54)
- ・二十三門部分凡例 (57) 58)
- ・門部之註 (59) 2)

- ・十三門部分之註 (61、62)
- ・十三門部分註 并凡例 (63)
- ・十三門部分 (66)
- ・門部分之注 (68-1)
- ・十一種部門分注 (73-74)
- ・十三門部分絵抄 (75-76)
- ・十五門部分之解 (77-78)
- ・十三門部分之解 (79-80)
- ・十二門区別目錄 (94)

【乾坤】

- ・一 乾坤 トハ天地ノ間のノ事ヲ云 (5-2、6)
- ・乾坤 とは天地の間ノの事をいふ (7、8、9-1、9-2)
- ・乾坤 とは天地の間ノの事をいふ (10-1)
- ・乾坤 とは天地の間ノの事をいふ (10-2、11)
- ・乾坤 とある下には風雨霜雪山川宮室の類すべて天地のあいだの文字これあり (12-1、12-2)
- ・乾坤 とある下には風雨霜雪山川宮室のたぐひすべて天地ノのたぐひの間の文字是也ノけん字をいぬいこんの字ひつじさる (17-2)
- ・乾坤 とある下には風雨霜雪ノ山川宮室の類すべて天ノ地の間の文字ある也 (18-1、18-2、23-1)
- ・乾坤 とある下には風雨霜雪山川宮室の類ひすべて天地のあいだの文字これあり (19-20)
- ・乾坤 此ノ下には風雨霜雪山川の類すべて天地の間の文字有リノ凡例ニ曰ク名所寺社仏閣宮殿の名は前に名所ト榜題して事跡あるは頭書に記シテラ (22)
- ・乾坤 とある下には、風雨霜雪山川宮室ノ類。すべて天地の間の文字ある也 (23-2、24-1)
- ・乾坤 とある下には風雨霜雪山川宮室ノ類すへて天地の間をいへる文字これ有

也 (24-2)

- ・一 乾坤門 とある門には風雨霜雪山川宮室の類すべて天地の間ノの文字あるなり (25-1)
- ・乾坤 とある下には風雨霜雪山川宮室ノ類すへて天地の間の文字あるなり
- ・乾坤 と有下ニは風雨霜雪山川宮室ノの類すべて天地の間の文字あり (27)
- ・乾坤 □ノあいたの文字あり (28-1)
- ・乾坤 とある下は風雨霜雪山川宮室ノのるいすへて天地の間の文字ある也
- ・乾坤 とある下は風雨霜雪山川宮室ノのたぐひすべて天地の間の文字ある也 (28-2)
- ・乾坤 とある下には風雨霜雪山川宮室ノの類すべて天地ノ間の文字あり (31-2)
- ・乾坤 とある下には風雨霜雪山川宮室のるひすべて天地ノ間の文字あるなり
- ・乾坤 とある下には風雨霜雪山川宮室ノ類すべて天地の間の文字あるなり (32-1)
- ・一 乾坤門 日月星雲風雨霜雪ノ山川樓閣塵芥都てノ天地の間の文字ノ此門ノ属す (33-1)
- ・一 乾坤 日月風雲雨雪山川ノ国郡名処古跡神社ノ仏閣家居都て天地ノ間の文字此門ノ属す (34)
- ・乾坤 これは風雨霜雪山川宮室ノ類すべて天地の間の文字有 (35-2)
- ・乾坤 風雨国郡都て天地の間の文字を採 (37-1)
- ・乾坤 乾坤と有ノ下には風雨霜雪ノ山川宮室ノ室名所ノ旧跡のたぐひすべて天地の間の文字有ノなり (37-2)
- ・乾坤 とある下には風雨霜雪ノ雪山川宮室ノ類天ノ地の間の文字あり (40)
- ・一 乾坤 風雨霜雪山川国郡ノ名所古跡神社仏閣ノ家居都て天地の間ノの字を採 (42)
- ・乾坤 風雨霜雪山川宮室ノ類すべて天地の間の文字有 (43)

・乾坤 けんこん 此部二は日月風雲雨雪山川国郡名所家宅／池泉水榭木納戸すべ  
て天地の間の文字あり(45・1)

・乾坤 とある下には風雨霜／雪山川宮室の類天／地の間の文字あり(49・1)

・乾坤 とある下には風雨霜／雪山川宮室の類天／地の間の文字あり(50)

・乾坤 とある下には風雨霜／雪山川宮室の類天／地の間の文字あり(51)

・乾坤 日月星風雨霜雪山川／沢地居所名所等すべ／て此門にあつむ(53・54)

・乾坤 とある下には。風雨霜雪山川宮室の類。すべて天地の間の文字ある也

・乾坤 とある下には風雨霜雪山川宮室／の類すべて天地の事の文字有(59・1)

・一 乾坤 日月風雲雨雪山川／国郡名処古跡神社／仏閣家居都て天地／の間の字  
此門に属す(60・1)

・乾坤 天地日月あめ風ゆき霜地しんかみなり／いなびかり等天変地理社堂宮殿家  
屋の名国所地名山川の名あり(61・62)

・乾坤 日月星／辰風雨／霜雪／山川城／市宮／室の類／此門に／録す(63)

・乾坤 風雨霜雪山川宮室／すべて天地の間の文字(66)

・乾坤 風雨霜雪山川国郡神社仏閣名所旧跡家居の類の文字此門に採(68・1)

・乾坤 此所二は日月風雨山海／河湖名所家居いづれ／も天地の間の事あり  
(73・74)

・乾坤 とある下には／日月星辰雨露霜／雪風雲の類ひより／海山宮室居宅城里／  
名所旧跡等すべて天／地に拘はる文字あり(75・76)

・乾坤 天地日月あめ風ゆき霜地しんかみなり／いなびかり等天変地理社堂宮殿家  
屋／の名国所地名山川の名あり(79・80)

〔絵引〕 此絵の下には日月風雨霜／雪山川国郡名所旧跡等／の類にして都て天地の  
間／に属する文字を採(48)

〔天地〕  
・第一 天地門 雨風雪霜のたぐひはみな天なり／山川名所寺院の名はみな地なり

・天地 天に日月星魯もの降物／の類地に山川丘陵田畑の類不残載し之(21)

・天地 とある下には日月星辰風雨霜雪山川国郡／田畑家居などの文字をみな此所  
に属す(31・1)

・天地 此下には日月星辰風雨／雷霆山川国郡田畠／家居などの文字を皆／此とこ  
ろに属す(35・1)

・一 天地部 此部には風雨霜雪山／川土石すべて天地の／あいだの文字あり  
(39・2)

・天地 日月春秋風雨国所／寺社家作に付候物／門扉等のるい(44・2)

・天地 風雨霜雪山川谷海国／郡邑里名所古跡すべ／て天地の間の字を出ス(46・47)

・天地 天 日月星辰風雨山川海陸国土屋／室城址名所旧跡等ヲ載ス(94)

〔天〕  
・天 此下には風雨霜雪山川宮室名所／旧跡土石すべて天地の間の文字あり(29)

・天の部 日月星辰は天の文なり風雨／霜雪は天の用也雷霆星は／天の變なり都て  
天に与ることのは／ことくこの部に出す(57・58)

〔天象〕  
・天象門 魯もの、別を立す(60・2)

〔天文〕  
・天文 此部は天文星辰日月風雨霜雪雷霆雲行等のこと。凡／て天文のことに用ゆべ  
き文字。載て記さずといふことなし(77・78)

〔地〕  
・地の部 地は万物を載るもの山嶽溪澗／みな地なり海河溝瀆原野／及び田畠を始め  
として土石は元來／澗谷洲岸みなこの門に撰あつむ(57・58)

【地理】

・地理門 各所在名の差別なく訓あやま／＼るへきはかりを出すゆへ俳道に名所にな  
る／＼ならぬは此書に問へからず●印より異邦(60 1・2)  
・地理 此部は山岳海濱水川深澗市街人家寺社等その外国／＼郡村邑地名等凡  
て地理のこと 委しく集て脱すことなし(77・78)

【所名】

・所名 天竺震旦我朝の名／＼有所をあつめて悉／録之(21)

【名所旧跡】

・一 名所旧跡門 洛中洛外諸国の名所／＼外国の名都て地名を採(33 1・2)

【国尽】【名所】

・四 国尽部 此部には六十六ヶ国／＼并二唐土外国朝鮮／＼の国々までの文字／あ  
り(39 1・2)

【地名】

・地名 諸国城下を始めとし市町の名また／＼名所旧跡等の名高かるは悉く／＼洩す  
ことなしあるひは蕃夷の名目／＼までみなこの部に筆輻む(57・58)

【外国】

・外国 外 万国ノ人名地名官名其他日用／＼物品ニ至ル迄略記ス(94)

【時候】

・時候 とある下には春夏秋冬晦朔／＼朝暮のたぐひすべて時節／＼の文字これあり  
(12 1・1, 12 1・2)

・時候 此二字ときをうかふとよむ春／＼夏秋冬晦朔朝暮のたぐひ／＼すべて月々時々

その節／＼の文字これあり(17 1・2)

・時候 とある下には春夏秋冬晦朔朝暮のたぐひすべて時節／＼の文字あり  
(18 1・1, 18 1・2, 23 1・1)

・時候 とある下には春夏秋冬晦朔朝暮のたぐひすべて時節／＼の文字これ有  
(19 1・20)

・時候 年月日時一年廿四／＼節并月の異名等／＼に至るまで悉記之(21)

・時候 此ノ下に春夏秋冬晦朔朝暮の類すべて時節の文字有／＼凡例ニ百ク一歳十二  
月の異名二十四節十干十二支相生相尅等は卷末に記シ之ヲ(22)

・時候 とある下には 春夏秋冬晦朔朝暮のたぐひ すべて時節の文字ある也  
(23 1・2)

・時候 とある下には 春夏秋冬晦朔朝暮のたぐひ すべて時節の文字アリ  
(24 1・1)

・時候 とある下には 春夏秋冬晦朔朝暮の類すへて時節の文字を□せり(24 1・2)

・時候 とある下には 春夏秋冬晦朔朝暮のたぐひすへて時節の文字あり(26 1・1)

・時候 と有下ニは春夏秋冬晦朔朝暮の類すべて時節の文字あり(27)

・時候 此下には春夏秋冬□□／＼朔朝暮のたぐひすへて／＼時節の文字あり  
(28 1・1)

・時候 とある下には 春夏秋冬晦朔朝暮の類すへて時節の文字あり(28 1・2)

・時候 とある下には 春夏秋冬晦朔朝暮のたぐひすへて時節の文字ある也  
(30 1・2)

・時候 とある下には 春夏秋冬晦朔朝暮のたぐひすへて時節／＼の文字あり  
(31 1・2)

・時候 とある下には 春夏秋冬晦朔朝暮のたぐひすへて時節／＼の文字あり  
(32 1・1)

・一 時候 四季日夜佳節良辰／＼惣て時刻による字を採(34)  
(33 1・1)

・時候 これは春夏秋冬晦朔朝暮の／たぐひすべて時節の文字あり(35・2)  
・時候 春夏秋冬都て時刻に控る字をとる(37・1)  
・時候 とある下には／春夏秋冬／張望晦／朔朝暮の／たぐひ／すべて時節の文字／あるなり(37・2)

・時候 とある下には春夏秋冬／冬晦朔朝暮時節の／類の文字あり(40、49・1)  
一 時候 四季朝暮月の異名／惣て時刻に隨字を採(42)

・時候 春夏秋冬晦朔朝暮の／類すべて時節の文字あり(43)  
・時候 じこう 此部には春夏秋冬朝暮晦朔のたぐひ惣／して四季時節の文字を此部にて尋べし(45・1)

・時候 四季朝暮月の異名祭／礼会式等すべて時／剋に隨ふ字を出す(46・47)  
・時候 とある下には春夏秋冬／冬晦朔朝暮時節の／文字あり(50)

・時候 とある下には春夏秋冬晦朔朝暮の／たぐひすべて時節の文字あり(51)  
・時候 とある下には春夏秋冬晦朔朝暮の／たぐひ すべて時節の文字ある也

・時候 この部には寒暑温冷或ひは時の／刻干支方角春夏秋冬それ／の／徒り換るにもまた名あり或は早晩／晦朔の文字都てこれに洩たるなし(57・58)

・時候 とある下には春夏秋冬晦朔朝暮の／類すべて時節の文字有なり(59・1)  
一 時候 四季日夜佳節良辰／惣て時刻による字を採(60・1)

・時候 四季年々々々時々刻々の事すべて／年月□□り有事昼夜朝暮時節／年□□□の字こと々／此門にあり(61・62)

・時候 春秋晦／朔朝夕／古今年／序の類／字を／載す(63)  
・時候 春夏秋冬晦朔朝暮の／類すべて時節の文字有(66)

・時候 四季朝暮月の異名すべて時刻に拘る字此門に採(68・1)  
・時候 春夏秋冬朝暮昼／夜祭□会式□年月日時の□(73・74)

・時候 とある下には／春夏秋冬朝夕昼夜／晦朔暑寒古今年月／等時々刻々に拘はる／文字此部にあり(75・76)

・時候 此部は四季及び年々々々々々時々刻々の事 凡／朝夕昼夜のことに入用の文字 脱さずあつむ(77・78)

・時候 四季年々々々々々時々刻々の事すべて年月／極り有事昼夜朝暮時節年中入／用の字こと々／此門にあり(79・80)

・時候 時 春夏秋冬朝夕寒暑古今年月時／刻等ヲ載ス(94)

【時節】  
・第二時節門 春夏秋冬積りて年と成古今朝暮の時□□／晦朔もよぼして月と成ごときのたぐひなり(15)

・二 時節門 此部には春夏秋冬晦／朔朝暮の類時節の／もんじあり(39・2)

【時】  
・時 此下には四季晦朔朝暮のたぐひ十二ヶ／月の異名五節句のいみやう等字あり(29)

【年月】  
・年月 と有下には正月より十二月まで日々時々々の行事の字／ありもし文字少きものは分るにおよぼす天地の内に入る(31・1)

・年月 此下には正月より十二月／まで日々時々々の行事の／字有若文字少物は分／に及ぼす天地の内に入(35・1)

【歲時】  
一 歲時門 四季朝暮寒暑歲月／時刻等の字をとる(33・2)

【時令】  
・時令 四季晦朔朝暮寒／暑年中時日のことを上／五節句の異名迄を出(53・54)

・時令門 四時の今古の事此部に出(60・2)

【月異名】  
・三 月異名 此部には十二月の／異名并十干十二支の文字あり(39・1・2)



〔絵引〕 此絵の下には春夏秋冬／昼夜朝暮等都て／時令に従ふ文字を乗(48)

【家屋】

・第二家屋門 棟梁あつまりて宮室と／なるたぐひなり(15・16)

【居宅】

・居宅 常の屋作より宮殿の名／神社仏閣に至るまで／あまねく有之(21)

【家居普請類字尽】

・一 家居普請類字尽 棟梁 戸障子都て／家道具普請の類大工／左官手伝の用字此／門にとる(33・2)

【家居】

・六 家居部 此部には家宅神社伽／藍の類の文字あり(39・2)

・家居 宮殿樓閣はいふもさらなり卑／賤の家居に用うべき棟梁の文／字を始め普請造作家作りに／与かる所の文字をば悉くこ／に出す(57・58)

・家居門 普請造化の文字も人城多門等の／字は坤地門に属すへきものにて俳諧も居／所とせずされとも縁に引れ類に因て字をあ／つむるゆへ皆此部に入地の部は船を繋ぐ／杣迄にて居住の縁なきのみを出さん為也(60・2)

【居所】

・居所 宮室城門神社仏閣等すべて人の居宅に／かゝる文字を出す(46・47)

〔絵引〕 此絵の下には朝廷の官舎／神社仏閣民居家宅等／に類する文字を乗(48)

【神祇】

・一 神祇 トハ神ノ事ヲ云(5・2)

・一 神祇 トハ神ノ事ヲ云(6)

・神祇 とは神のノ事をいふ(7、8、9・1、9・2、10・1)

・神祇 とはよろづ神ノうへの事を云(10・2、11)

・神祇 とある下にはよろづかみのノうへの事の文字あり(12・1)

・神祇 とある下にはよろづかみのノうへの事の文字あり(12・2)

・神祇 とある下にはよろづかみのノうへの事の文字あり(12・2)

・神祇 とある下にはよろづかみのノうへの事の文字あり(12・2)

・神祇 とある下にはよろづかみのノうへの事の文字あり(12・2)

・神祇 とある下にはよろづかみのノうへの事の文字あり(12・2)

・神祇 とある下にはよろづかみのノうへの事の文字あり(12・2)

・神祇 とある下にはよろづかみのノうへの事の文字あり(12・2)

・神祇 とある下にはよろづかみのノうへの事の文字あり(12・2)

・神祇 とある下にはよろづかみのノうへの事の文字あり(12・2)

・神祇 とある下にはよろづかみのノうへの事の文字あり(12・2)

・神祇 とある下にはよろづかみのノうへの事の文字あり(12・2)

・神祇 とある下にはよろづかみのノうへの事の文字あり(12・2)

・神祇 とある下にはよろづかみのノうへの事の文字あり(12・2)

・神祇 とある下にはよろづかみのノうへの事の文字あり(12・2)

・神祇 とある下にはよろづかみのノうへの事の文字あり(12・2)

・神祇 とある下にはよろづかみのノうへの事の文字あり(12・2)

・神祇 とある下にはよろづかみのノうへの事の文字あり(12・2)

・神祇 とある下にはよろづかみのノうへの事の文字あり(12・2)

・神祇 とある下にはよろづかみのノうへの事の文字あり(12・2)

・神祇 とある下にはよろづかみのノうへの事の文字あり(12・2)

・神祇 とある下にはよろづかみのノうへの事の文字あり(12・2)

・神祇 とある下にはよろづかみのノうへの事の文字あり(12・2)

・神祇 とある下にはよろづかみのノうへの事の文字あり(12・2)

・神祇 とある下にはよろづかみのノうへの事の文字あり(12・2)

・神祇 とある下にはよろづかみのノうへの事の文字あり(12・2)

・神祇 とある下には天の神地の祇の事日のもと宗廟社禊の名ならびにまつり

(30-2)

・神祇 等の文字あり (31-1)

・神祇 とある下には国々の神名社ノの名まつりごとなどの文字あり

(31-2)

・神祇 とある下にはよろづかみのノうへの事の文字あり (32-1)

・神祇 とある下にはよろづくにノ神の社ノまつりなどの文字あるなり

(33-1)

一 神祇門 神名神具社壇祭会ノ都て社家の用字をとる (33-2)

・神祇 此下には天の神地の祇ノ事日の本の宗廟社ノ禊の名ならびに祭等ノの文字あり (35-1)

・神祇 これはくにノよろづの神の社ノ神名まつりなどの文字を置 (35-2)

・神祇 諸神の名祭礼神器都て神用の字を採 (37-1)

・神祇 とある下にはよろづノ国々のノ神社仏ノ開祭礼ノ仏会等ノのしなのノ文字あり (37-2)

・神祇 とある下には国々の神ノ名社ノ名まつりごとノの類の文字あり

(40-49-1)

・神祇 諸国の神名社ノ名まつりことなどの文字あり (43)

・神祇 じんぎ 此しるしの所ニは国々の神社まつり事等の文字をノ集む神名社ノを此部にて尋しるべし (45-1)

・神祇 神名ならびに鎮坐ノ地名等をしるす (46-47)

・神祇 とある下には国々のノ神名社ノ名まつりノこの類の文字有 (50)

・神祇 とある下には国々のノ神名社ノ名ノ仏の名まつりことなどの文字あり (51)

・神祇 とある下には国々のノ神名社ノ名ノまつりことなどの文字あり (59-1)

・神祇 諸国あらゆる大小の神祇霊地霊ノ場神社祭事仏閣古来より中興及ノ開発等

の文字みな此部あり (61-62)

・神祇 諸国の神名社ノ名ノ祭などの文字あり (66)

・神祇 諸国あらゆる大小の神祇霊社霊場ノ社祭事仏閣古来より中興及ノ開発

等の文字みなこの部にあり (79-80)

〔絵引〕此絵の下には神号ノ仏名等の文字を採 (48)

【神】

・神 此下には神社仏閣諸国の名社名寺ノ神仏のつかひ文字ごとくあり (29)

・神の部 天神地祇の官所その名聞えしはいふノ及ばず庭祠といへども名高きは

みなこのノ部に集め記し祭礼祝詞の細事までノ神明に与る所はこの門に掲げ出す (57-58)

【釈】

・釈の部 釈とはすなはち僧家の謂ノ撰取ノ不捨は仏埵の誓ヒ誦経法ノ編徒の勉めされば仏号と姉とし僧ノ衣の名目等悉くこの門に集めたり (57-58)

【神積】

・神積門 神事仏事に縁ある字もこゝに入ノ神と釈との隔に○を印とす (60-2)

・神積 神社仏閣の名神名ノ仏名神道の行事仏ノ家の修法等の事あり (73-74)

【神社仏閣】

一 神社仏閣門 洛中洛外及び諸国のノ大社大寺此門にとる (33-2)

一 仏家門 仏名僧官堂塔伽藍ノ諸宗の名諸寺の会式ノ仏具都て寺僧仏師ノ用字をとる (33-2)

【神仏】

・神仏 神名仏号諸社仏ノ開などの文字をこゝにごとくだす (53-54)

・神仏門 神仏の名ノ寺社及びノ堂壇ノ経論等の類ノ此門にあつむ (63)

・神仏 と有下にはノ諸神諸仏の名号宮ノ社堂塔寺院ノ経論ノの文字等あり

(75-76)

・神仏 此部は日本六十六州二島の神社仏閣。／且諸の神名仏名等。集載すと云  
ことなし(77・78)

・神仏 神社仏閣寺院経文等ヲ載ス(94)

【釈教】

・釈教 諸仏祖師上人僧尼山ノ伏等の文字を出す(46・47)

【官位】

・一 官位 トハ人ノ氏官途ノ事ヲ云(51・2)

・一 官位 トハ人の氏官途ノ事ヲ云(6)

・官位 とは人の氏官途ノ事をいふ(7、8、9-1、9-2、10-1)

・官位 とは人のうちくはんノ事をいふ(10-2、11)

・官位 とある下には人のうちノつかさくらみの文字あり(12-1、12-2)

・第七 官位門 禁裏よりさだめ給ふノ職位の名をつらぬ(15・16)

・官位 此二字つかさくらみとよむノ公家天上人武家しゆつけノにかぎらず人のつ  
かさくらみの文字あり(17-2)

・官位 とある下には人のうちノつかさくらみの文字有(18-1、18-2、23-1)

・官位 とある下には人のうちつかさくらみの文字あり(19・20)

・官位 官はつかさざ位はくらみ也ノ上ノ天子より百官等にノ至る迄悉記之(21)

・官位 とある下には。人のうち。つかさ。くらみなどの文字あるなり(23-2、55)

・官位 とある下には。人のうち。つかさくらみなどの文字アリ(24-1)

・官位 とある下には人の官職位階の品すべてノつかさくらみの事ノける文字あ  
り(24-2)

・官位 とある下には職原百官の名目ヲ品つかさくらみの文字あり(26-1)

・官位 と有下二は人の氏司位などノもんじことノ有之(27)

・官位 此下には任官叙位のこと官ノ位のかう名有職一まきノ文字あり

・官位 とある下には職原百官の名目ノ諸品つかさくらみの文字ある也(28-1)

・官位 とある下は人のうちつかさくらみなどの文字あるなり(30-2)

・官位 とある下には人の氏司位官ノ位ノ唐名等の文字ことノ有之(31-2)

・官位 とある下には人のうちつかさくらみの文字あるなり(32-1)

・官位 とある下には人のうちつかさくらみなどの文字あるなり(33-1)

・一 官位門 文官武官すべて官ノ職の名をとる(33-2)

・一 官位 都て官名位の字を採(34)

・官位 とある下にはつかさざ位人のノ氏家名の文字をあつめをく(35-2)

・官位 都て官名位階等の文字此門にあり(37-1)

・官位 とある下にはノ任官叙ノ位のことノ官位ノノからなノ有職ノまきの文  
字ノあるなり(37-2)

・七 官位部 此部には任官除位官位ノ唐名職原のもんじノ等あり(39-2)

・官位 とある下には人の氏ノ司位官職唐名ノ類ノ文字あり(40)

・一 官位 都て官職ノ字を採(42)

・官位 人の氏つかさくらみ官位ノノからな等の文字あるなり(43)

・官位 此部二は人の官位の文字を集む大將軍ノ大臣等の文字を此部門  
にて尋出すべし(45-1)

・官位 都て官職位階ノあつかる文字を出す(46・47)

・官位 とある下には人の氏ノ司位官職唐名ノ類ノ文字あり(50)

・官位 とある下には人の氏司位官位ノノ唐名等の文字。悉くあり(51)

・官位 任官叙位百司ノ省ノ唐名にいたるノまでことノ出(53・54)

・官位 皇帝太子ノ尊きより三公九卿ノ諸司百官あるひは武家の諸士ノ及び輕輩  
ノ至るまで官爵に与るものノ又桑門警者ノ官もみなこゝに集たる(57・58)

・官位 とある下には人の氏司位官位ノノ唐名等の文字ことノ有之(59-1)

・一 官位 都て官名位階の字を採(60-1)

・官位門 下賤の名目も入(60・2)

・官位 百官の例公家方の姓つかき位の／次第官名唐名の字すべて官爵／の文字  
此門をみるべし(61・62)

・官位門 文武の／百官／僧綱／諸役の／名目等／此部に／属す(63)

・官位 人の氏つかきくらゐ官位／にかゝる等の文字あり(66)

・官位 官職の名和漢とも都て此門に採(68・1)

・官位 大臣納言大將守頭等／受領官名国名公役／の名目位階の字あり(73・74)

・官位 とある下には／摂政 関白より文武の／官名 諸役の名目僧／綱の位階等  
すべて職原の文字此部にあり(75・76)

・官位 此部は日本諸司百官の名。且其官職／位□唐名まで。脱すことなく記  
し出せり(77・78)

・官位 百官の例公家方の姓つかき位の次第／官名唐名の字すべて官爵の文字を／  
見るにはこの門にてもとむべし(79・80)

【官】

・官 此下には任官除位の字唐名すべて／林裏にて取あつかふ程の文字あり(29)

【人倫】

・一 人倫 トハ人のなすわさ／ノ事云云(5・2)

・一 人倫 トハ人のなすわさ／ノ事云云(6)

・人倫 とは人の上下万／民の事をいふ(7, 8, 9・1, 9・2, 10・1)

・人倫 とは人の上下ばん／みんの事をいふ(10・2, 11)

・人倫 とある下には士農工商君臣／親戚人名のたぐひすべて人／のうへの文字  
あり(12・1, 12・2)

・第五人倫門 親子兄弟をはじめ夫婦姻戚の／しなく／にいたるまでしるせり  
(15・16)

・人倫 此二字人ともからとよむ／なり士農工商君臣親／戚人名のたぐひすべて  
ひと／のうへの文字これあり(17・2)

・人倫 とある下には士農工商／君臣親戚人名のたぐひ／すべて人のうへの文字  
有(18・1, 18・2, 23・1)

・人倫 とある下には士農工商君臣親戚／人名の類すべて人のうへの文字有  
(19・20)

・人倫 とある下には 士農工商君臣親戚／人名の類。すべて人の上の文字有也  
(23・2)

・人倫 とある下には。士農工商。君臣親戚／人名の類。すべて人の上の文字有  
□(24・1)

・人倫 とある下には。士農工商。君臣親戚人名／の類すべて人の上の文字あり  
(24・1)

・一 人倫門 とある門には士農工商君臣親戚のたぐひすべて人のうへの／文  
字あり(25・1)

・人倫 とある下には士農工商君臣親戚五職／身体すべて人のうへの文字あり  
(26・1)

・人倫 と有下二は士農工商君臣親戚／戚人名の類すべて人の上有(27)

・人倫 此図には士農工商君臣父子□／戚和漢古今の人名すべて／人の上の文字  
あり(28・1)

・人倫 とある下には士農工商君臣親戚五臟身体すへて人のうへの文字有  
(28・2)

・人倫 とある下は士農工商君臣親戚／人名の類すへて人の上の事有(30・2)

・人倫 とある下にはむかしの名ある人あるひは親類げんぞく／侍農工商あ  
るひは手足身体の文字あり(31・1)

・人倫 とある下には士農工商君臣／親戚すべて人の名のたぐひ／の文字あり  
(31・2)

・人倫 とある下には士農工商君臣親戚人名のたぐひすべて／人のうへの文字あ  
り(32・1)

・人倫 と有下には士農工商君臣親戚人名／のたぐひすべて人のうへの文字あ  
るなり(33・1)

- ・ 一人倫門 親類眷属君臣父子／師弟名都て人倫を採(33)
- ・ 一人倫 神仏君臣父子土農工商都て和漢の人物を採(34)
- ・ 一人倫 此下にはむかしの名有人／或は親類げんぞく侍／農工商或は手足身／体の文字あり(35-1)
- ・ 一人倫 これは土農工商君臣親戚人／の名和漢を附録しその文字有(35-2)
- ・ 一人倫 土農工商君臣父子仏菩薩の名有(37-1)
- ・ 一人倫 とある下には／土農工商／君臣父子／親戚和漢／□今の人／名すべて／人の上／文字あり(37-2)
- ・ 十 人倫部 此部には土農工商君臣父子などの類のも／むじあり(39-2)
- ・ 一人倫 とある下には土農工商／商君臣親戚人の名／の類の文字あり(40、49-1)
- ・ 一人倫 諸仏祖師君臣父子／土農工商都て和漢／の人物を採(42)
- ・ 一人倫 土農工商君臣親戚人／名の類の文字悉くあり(43)
- ・ 一人倫 じんりん 此しるしの所は土農工商君臣親戚其外／古人の名などを尋る時は此部にて見出すべし(45-1)
- ・ 一人倫 君臣父子等の字或は／土農工商和漢儒仏／諸先生等の人物を出(46、47)
- ・ 一人倫 とある下には土農工商／商君臣親戚人の名／の類の文字あり(46)
- ・ 一人倫 とある下には土農工商君臣親戚／すべて人の名のため文字あり(51)
- ・ 一人倫 君臣父子夫婦兄／弟親朋或は古人の名／にいたるまでい(53、54)
- ・ 一人倫 とある下には、土農工商、君臣親戚、人名の類。すべて人の上の文字有也(55)
- ・ 一人倫 君臣父子夫婦兄弟これを人倫の大綱とす或ひは長幼婚家の族／俗輩に唱ふる所大に差ひあるも多し／今この部には正字を以て誤を知らしむる(57、58)
- ・ 一人倫 とある下には土農工商君臣親戚／すべて人の名のため文字あり(59-1)
- ・ 一人倫 神仏君臣父子土農工商都て和漢の人物を採(60-1)
- ・ 一人倫門 人名は先の年三国人名牌を刊／行し又後篇を編む志ありこれへ譲る(60-2)

- ・ 一人倫 人物名譽の氏姓唐やまとな高き／人々の名あるひは土農工商親ぞく／けんぞく凡人事二る字を集む(61、62)
  - ・ 一人倫門 君臣父子、兄弟夫婦、朋友土農工商等の類すべて／此門に／輯録す(63)
  - ・ 一人倫 土農工商君臣親戚／人名の類の文字あり(66)
  - ・ 一人倫 諸仏祖師和漢古今の人物君臣父子土農工商すべて人倫を採(68-1)
  - ・ 一人倫 古今聖賢の名君臣父子夫婦兄弟土農工商等の文字をい(73、74)
  - ・ 一人倫 とある下には、土農工商君臣父子／夫婦兄弟朋友／の文、字より故人の名にい／たる迄此部にあ(75、76)
  - ・ 一人倫 此部は土農工商及び、人の親族眷属、其外四肢五体の事なり、和漢古今名譽人物の名、凡て人事にかゝる事を集(77、78)
  - ・ 一人倫 人物名譽の氏姓唐やまとな高き人々／の名あるひは土農工商親ぞくけんぞく／凡そ人事による字を集む(79、80)
  - ・ 一人倫 人 官名位階土農諸職君臣父子朋／友身体毛髮病名等ヲ載ス(94)
- 〔絵引〕此絵の下に君臣父子／土農工商古人の号等／凡て人物に領する文字を採(48)
- 【人】人のるい
- ・ 人 此下には土農工商君臣親戚或は／和漢古人の名の文字みなあり(29)
  - ・ 人のるい 人 官職古人の名人身病の名／すべて人に寄候事あり／略して此一字を書候所御座候(44-2)
- 【親族】
- ・ 親族 親子兄弟夫婦都て／一家一門のるい(41)
- 【人名】
- ・ 第六人名門 古今史伝にのりたる人或はのらざれども世に／名ある人は高卑にか

ぎらずのせたり(15・16)

【人物】

- ・人物 父母をはじめ諸親類／書わけし天子より百姓に／いたるまで委有之(21)
- ・人物門 聖賢仙師名僧武／将名筆名画すべて／和漢の名ある人物／を此門にとる(33-2)
- ・人物 古へよりその名高き聖賢を始め／とし或ひは隠者列仙の徒或ひは碩／徳の僧法師その餘天下に知られたる／美人妹姿の輩まで悉くこゝに載す(57・58)

【家業】

- ・一 家業門 士農工商都て勤役／渡世の類を採(33-2)

【名字】

- ・一 名字 一トハ人の名字ノ字を云(5-2)
- ・一 名字 一トハ人の名字ノ字をいふ(6)
- ・名字 とは人の名字ノ事をいふ(7、8、9-1、9-2、10-1)
- ・名字 とは人の名字ノ事をいふ(10-2、11)
- ・名字 とある下には古よりつき□／所の名字あり(12-1)
- ・名字 とある下には古よりつき□／来る所の名字あり(12-2、23-1)
- ・名字 此二字なあざなどよむ□／武家にかきらずにいし□／つききたるところ□名ノ字の文字これあり(17-2)
- ・名字 とある下には古よりつき／来る所の名字あり(18-1、18-2、23-1)
- ・名字 とある下には古よりつき／来るところの名字あり(19・20)
- ・名字 とある下には、いにしへより人のつき／来るところの文字あるなり(23-2)
- ・名字 とある下には、いにしへより人のつき／来るところの文字アリ(24-1)
- ・名字 とある下にはいにしへより人の名乗る／所の姓氏名字の類これあり(24-2)

- ・名字 と有下二はいにしへより人のつき／来ル名ノ類のものじあり(27)
- ・名字 此下にはいにしへより人の□ノ々につき来るところの苗氏ノの文字あり(28-1)

- ・名字 とある下にはいにしへより人のつききたる所の文字ある也(28-2)
- ・名字 とある下にはいにしへより人のつき／来るところの文字ある也(30-2)
- ・名字 とある下にはいにしへより／人のつき来る名の文字有(31-2)
- ・名字 とある下にはいにしへより／つき来る所の文字あり(32-1)
- ・名字 とある下にはいにしへより人のつき／来るところの名字の文字あるなり(33-1)

- ・名字 このごとの下には往昔より人／つき来る所の名字の文字有(35-2)
- ・名字 往古より有人々々名字此門にあり(37-1)
- ・名字 とある下には、いにしへ／より人の／家々に付／来る処ノの苗氏ノの文字悉あり(37-2)
- ・名字部 此部にはいにしへより／人々付来る名字の／もんじあり(39-2)

- ・名字 とある下にはいにしへ／より人の付来る名ノ字悉あり(40、49-1、50)
- ・名字 いにしへより人の家々に付／きたる名の文字あり(43)
- ・名字 めうじ 此部二は古へより人のつき来る苗字を悉く／集めありよろしく此しるしの部にて尋べし(45-1)
- ・名字 とある人にはいにしへより人のつき／きたる名の文字あり(51)
- ・名字 とある人には、いにしへより人のつき／来るところの文字あるなり(55)
- ・名字 とある下にはいにしへより人のつき／来る名の文字あるなり(59-1)

- ・名字 源平藤橘の四姓より別れ出たる旧家の氏地名を引たる苗字等ノのしれがたき音訓の文字此部に集(61・62)
- ・名字 源平藤橘ノをほはじめ／百家ノの姓ノ氏を／輯録す(63)
- ・名字 いにしへより人の家々に付／たる名の文字あり(66)
- ・名字 とある下には、源平藤橘の四姓を／はじめ総て百家姓ノ氏みな此部にあり(75・76)

【苗字】

・苗氏 源平藤橘の四氏より／百姓に至るまで委／有之(21)

【官苗】

・官苗 此ノ下にはつかさ位または苗氏の文字あり／○凡例云官位は職原を以て考ヘ四当はその文字の下に記シ／唐名掌職は首書又巻末に見ぬ苗氏の在名は乾坤門に可レ求(22)

【偏名】

・偏名 此ノ下には君臣親戚すべて人のうへの文字并に人の名の字有／○凡例云三人ノ名は和漢の聖賢仏祖画工隱逸歌人ノ能書の名ことくく集む故事は頭書に記シ之ヲ(22)

【俗名字】

・九俗名字 此部にはかまくら百／官の名平人俗名のノ頭字法体のもんじ／あるなり(39-2)

【姓氏】

・第八姓氏門 古の節用集は名字門とわかれたれども今改めてノ姓氏門と名をかへ源平藤橘の事は申に及はノすかりに在名を氏と定たるにいたるまでノ二字を名のるほどの文字をつらぬ(15・16)

・姓氏

源平藤橘等の字を出(46・47)

・姓氏

本朝いにしへより用／ひ来る苗氏在名姓氏ノまでことごとくくへく(53・54)

・姓氏

此部には源平藤橘の四姓より分れ出たる姓名はさらなりノ住居の地によりて出たる姓氏ノ其々御諸家方ニ有を記出せり(77・78)

・姓氏

源平藤橘の四姓より別れ出たる旧家の氏ノ地名を引たる苗字等のしれが

たきを音訓の文字此部に集む(79・80)

・姓氏 姓 源平藤橘ノ四姓ヨリ百家ノ姓ノ氏ヲ載ス尤説易キ者ハ略ス(94)

〔絵引〕此絵の下には諸家ノ姓氏ノ文字を乗(48)

【名】

・名 此下には日本いにしへより人のつ／き来る所の家苗の文字あり(29)

【姓名】

・姓名 源平藤橘の四姓を始め王者ノ賜ふ所の姓多きが上に銘々の先祖ノ出生の地によりて号るものを苗字と唱へノ千万無量なるによりたノ九牛の一毛を記す(57・58)

【衣食】

・一 衣食 トハきる物くい物ノことを云(5-1, 2)

・一 衣食 トハきる物くい物ノことをいふ(6)

・衣食 とはきる物くいものノ事を云(7, 8, 9-1, 9-2, 10-1)

・衣食 とはきるものノくひ物の事を云(10-2, 11)

・衣食 とある下にはきる物くひ物の字ノあり食服とあるもおなし(12-1, 12-2)

・衣食 此二字ころもくいものとよむ也ノ諸事きるものたぐひノし\*りこれあり食□ノあり(17-2)

・衣食 とある下にはきる物くひ物の字有食服と有も同(18-1, 18-2, 23-1)

・衣食 とあるしたにはきる物くい物のノ字あり食服とあるもおなし(19・20)

・衣食 此ノ下には衣類絹布食物の文字ありノ凡例云此ノ下にたづねてなき字は衣類は器財門ノ食類は草木門と互見すべし(22)

・衣食 とある下には。よろづきる物。くひノ物の字あり。食服と有も同じ

・衣食 とある下には。よろづきる物。くひノ物の字あり。食服と有も同じ

・衣食 とある下には。よろづきる物。くひノ物の字あり。食服と有も同じ

・衣食 とある下には。よろづきる物。くひノ物の字あり。食服と有も同じ

・衣食 とある下には。よろづきる物。くひノ物の字あり。食服と有も同じ

・衣食 とある下には。よろづきる物。くひノ物の字あり。食服と有も同じ

・衣食 とある下には。よろづきる物。くひノ物の字あり。食服と有も同じ

・衣食 とある下には。よろづきる物。くひノ物の字あり。食服と有も同じ

・衣食 とある下二は、よろづきる物くひ物ノ字あり。食服とあるもおなじ (23-2)

・衣食 とある下にはよろづ衣服飲食等の類ノ文字を□せり間々に食服と有も (24-1)

同 (24-2)

六 衣食門と□門にはきる物くひ物ノたぐひならびに染色の類ノ文字あり (25-1)

・衣食 とある下には織物着者くひものみ物ノたぐひの文字あり食服も同事也 (26-1)

・衣食 と有下二はよろづきる物くひものノ字有衣服とあるも同じ (27)

・衣食 此下にはよろづ絹布織物ノきる物くひ物湯火までのノ文字あり (28-1)

・衣食 とある下には織物着物くひノ物のみ物のたぐひの文字食服も同事也 (28-2)

・衣食 とある下はよろづきる物くひ物ノ文字あり食服とあるも同じ (30-2)

・衣食 とある下には一切のくひものきるいの文字あり又ノうをとりのたぐひもれ (31-1)

・衣食 とある下には万きるものノ織物のたぐひくひ物の文ノ字ことごとくあり (31-2)

・衣食 とある下にはきる物くひ物ノ字あり食服と有も同 (32-1)

・衣食 とある下にはよろづきる物くひ物の類ノ字あり食服とあるも同じ (33-1)

・衣食 飲食衣服の類都ノて此門に採 (34)

・衣食 此下には天地の喰もの衣ノ類の文字有又魚鳥ノたぐひも料理したるノものは此所にあり (35-1)

・衣食 この所にはよろづきる物喰ものノ類すべて異名凡その文字有 (35-2)

・衣食 絹布衣服飲食の類都て此門にあり (37-1)

・衣食 とある下ノにはよろづノ絹布織物ノきる物ノ食物湯火ノまでの文ノ字あるノなり (37-2)

・衣食 とある下には万着物ノ織物のたぐひ食物ノ文字あり (40-1)

・衣食 飲食衣服の字をノ此門に採 (42)

・衣食 万きるものをり物のるいノくひ物等の文字あり (43)

・衣食 いしよく、此しるしの所二は万のきるもの織物のたぐひ并ニ食物の名目の文字を悉く集めり (45-1)

・衣食 都て衣服飲食の字をノ広く此部に出す (46-47)

・衣食 とある下には万着物ノ織物のたぐひ食物ノ文字あり (50)

・衣食 とある下には万きるもの織物のノたぐひくひ物の文字悉くあり (51)

・衣食 絹布服色都て身にノ帯る所食五穀菓菜すノべて庖厨\*\*文字集 (53-54)

・衣食 とある下には、よろづきる物、くひノ物の字あり。食服と有も同じ (55)

・衣食 飲食衣服の類、都て此門に属す (59-2)

一 衣食 飲食衣服の類、都て此門に採 (60-1)

・衣食 織物絹布大物呉ノ類高位ノ御しやうぞくより下賤いふく迄四季ノ礼服ノ名并飲食物の字此門ニあり (61-62)

・衣食 万着物おりのるい食ノもつ等の文字あり (66)

・衣食 飲食 絹布衣裳の類都て此門に採 (68-1)

・衣食 衣服おりのる染色ノ食物調味酒茶等のノ文字を悉く出す (73-74)

・衣食 織物絹布大物呉ノ類を始め且高位ノ御しやうぞく下賤衣服の文字四季ノ礼服ノ并、丸散丹田飲食物の文字を集む (79-80)

・衣食 此部は諸絹布染色衣服并ニ日用ゆる食物等を記す (88-1)

・衣食 衣 綾羅錦絹布ノ類ヨリ紋縫染ノ色又酒食菓子料理薬名等ヲ載ス (94)

【食服】

〈絵引〉 此絵の下には呉服織物ノ布木綿小袖帷子或はノ染色等凡て衣裳にノ従ふ文字を乗 (48)

〈絵引〉 此絵の下には酒飯茶ノ糕等の飲食に用るノ文字を乗 (48)



・食服 とある下には万きる物織物類／くひ物の文字こと多くあり(59・1)  
 ・食服門 酒飯餅茶／菓子菓餉／等の類／衣服錦／繡絹布／染色等／の文字  
 多く／此部に／おさむ(63)  
 ・食服 とある下には、酒飯茶菓子ノ類ひ／より料理の名目又、綾羅錦繡絹布等ノ  
 惣して一切の食物一ノ切の衣服染物ノ文字ノ此部にあり(75・76)

【食衣】

・食衣門 食と衣の隔に○を印とす(60・2)

【絹布】

・第十三絹布門 もろくの衣裳絹ノ綿のたぐひなり(15・16)  
 ・廿五 絹布門 絹ハ繭ノ綿ノ類ノ布ハ雑布ノ類(25・2)  
 ・廿五 絹布門 絹は繭の綿の類ノ布は雑布の類(71・2)

【衣服】

・衣服 官服法服口の衣裳ノに至るまで一切装ノ束の文字有之(21)  
 ・廿六 衣服門 衣ハ常住身に依ところノ服ハ上着佩服と知るへし(25・2)  
 ・衣服 此部には着もの絹布染色等の／もんじ悉あり(49・2)  
 ・廿六 衣服門 衣は常住身に依ところノ服は上着佩服とするべし(71・2)  
 ・衣服 此部は諸織物絹布太物且呉服物類ノ凡て衣服に入用たる文字脱さず集む  
 (77・78)

【染綵】帽巾【履沓】枕席

・廿四 染綵門 染ハ無地也ノ綵ハ染分也(25・2)  
 ・廿四 染綵門 染は無地也ノ綵は染分也(71・2)  
 ・廿七 帽巾門 方なるを巾とすノ円なるを帽とす(25・2)  
 ・廿七 帽巾門 方なるを巾とすノ円なるを帽とす(71・2)  
 ・廿八 履沓門 履ハ歩キフム也ノ沓ハハキモノ也(25・2)

・廿八 履沓門 履は歩きふむ也ノ沓ははきもの也(71・2)  
 ・廿九 枕席門 枕ハ間ノ類ノ席ハ藉ノ類(25・2)  
 ・廿九 枕席門 枕は間の類ノ席は藉の類(71・2)

【衣】

・衣 此下には衣服毛織和漢の絹布ノ金らんどんすの文字のことばあり(29)

【絹布類字尽】

・一 絹布類字尽 并縮木縮るい都てノ此門にとる(33・2)

【衣裳】

・廿 衣裳 此部には絹布織物着ノ物装束の類のものじノあり(39・2)

【飲食】

・第十四飲食門 のみものくひものノ名をつらぬ(15・16)  
 ・飲食 飲は一切ののみもの食はノ一切のしよくもつの類をノあげて悉記之(21)  
 ・六十二 飲食門 飲はのむものノ食はくふもの(25・2)  
 ・飲食 此部にはくひもの飲もの菓子ノ等の文字あり(49・2)  
 ・飲食 此部は人間上日々に用ゆる食物等の文字はさらノなり。丸散丹円等の薬  
 名に至るまで。悉く集(77・78)

【三飲】

・十九 三飲門 茶 多葉粉 酒(25・2)  
 ・十九 三飲門 茶 酒 多葉粉(71・2)

【食】

・食 此下には五穀菓子湯火すべてくひノ物のみ物の文字こと多くあり(29)  
 ・食の部 人の世に在る食を以てすゆ糸に稲穀ノ脾胃を養ひまた餅餅ノ口腹をノ

悦ばしむる珍肴膏粱の／食に至る魚飯菜羹酒器麵餠／悉くこゝに轉む

(57・58)

【飲食類字尽】

一 飲食類字尽 并菓子酒の類都て／飲食を此門にとる (33-2)

【食物】

廿一 食物 此部には菓子の類一／切くひもの等の文字／あり (39-2)

【湯火】

湯火 湯はさゆうめゆに火は／天火人火身中の火／有不残之 (21)

【支体】

一 支体 トハ人の五蔵又は病／身ノ上ノ事ヲ云 (5-2)

一 支体 トハ人の五さう又は病／身ノ上ノ事ヲ云 (6)

支体 とは人の五臓又は病／身の上の事をいふ

(7, 8, 9-1, 9-2, 10-1)

支体 とは人の五臓やまひ／身のうへのことを云 (10-2, 11)

支体 とある下には耳目毛髮涕唾／羽翅のたぐひすべて人獸の身のうへの字あり (12-1, 12-2)

第十支体門 頭面四支のあらゆる／名ある所をのせたり (15, 16)

支体 此二字系だがたとよむなり／耳目毛髮なみだつばき羽／つばさのたぐひすべて人獸の身のうへの文字これあり (17-2)

支体 とある下には耳目毛髮／涕唾羽翅のたぐひすべて人獸の身の上の文字也 (18-1, 18-2, 23-1)

支体 とあるしたには耳目毛髮涕唾羽翅のたぐひすべて人獸の身の上の字有 (19・20)

支体 此ノ下には耳目毛髮涕唾羽翅の類すべて／人獸の身のうへの文字あり／

○凡例 三語病の本名和名ともに此ノ下に求むべし (22)

支体 とある下には 耳目毛髮涕唾羽翅のたぐひ すべて人獸のうへの文字有 (23-2)

支体 とある下には 耳目毛髮涕唾羽翅のたぐひ すべて人獸のうへの文字アリ (24-1)

支体 とある下には 耳目毛髮涕唾羽翅のたぐひ すべて人獸のうへの文字有 (24-2)

支体 とある下には 耳目毛髮涕唾羽翅の類／すべて人獸身体の上の文字有 (24-2)

支体 とある下には 耳目毛髮涕唾羽翅の類／すべて人獸身体の上の文字有 (24-2)

支体 とある下には 耳目毛髮涕唾羽翅の類／すべて人獸の上あり (27)

支体 此下には 耳目毛髮涕唾羽翅のたぐひすべて人獸の／かたちの文字あり (28-1)

支体 とある下には 耳目毛髮 〇〇だ／つがき羽翅の類人獸の上の文字有 (28-1)

支体 とある下には 耳目毛髮涕唾羽翅の類すべて人獸の上の文字あり (30-2)

支体 とある下には 耳目毛髮／涙唾の類すべて人の形ノ字ことごとくあり (31-2)

支体 とある下には 耳目毛髮／涕唾羽翅のたぐひすべて人／けだものノ文字あり (32-1)

支体 と有下には 耳目毛髮涕唾羽翅の類すべて人獸の身のうへの文字あり (33-1)

支体 耳目毛髮五蔵六府病ノ名の類都て此部に有 (34)

支体 かある下には 耳目毛髮涕唾のたぐひすべて身体上の文字有 (35-2)

支体 耳目毛髮病名灸穴の類都て此門に有 (37-1)

支体 とある下には 耳目毛髮涕唾羽翅のたぐひすべて人獸の／かたちノ文字あり (37-2)

支体 此部には 耳目鼻人ノ支体のもんじあるなり (39-2)

支体 とある下には 耳目毛髮／泪唾の類人の体のノ文字あり (40, 49-1)

・一 支体 病名耳目毛髮の類都て人の支体を採(42)

・支体 耳目毛髮涙唾の類／或は病名の文字悉く有(43)

・支体 したい 此るしの部二は耳目毛髮／淚乳房持病／中風裸すて人のからだに付たる文字を集む(45-1)

・支体 耳目毛髮 病名等部／て人の身体の字を出(46-47)

・支体 とある下には耳目毛髮／相唾の類人の体の文字あり(50)

・支体 とある下には耳目毛髮涙唾の類／すて人の形の字ことごとくあり(51)

・支体 とある下には 耳目毛髮涙唾羽翅のたぐひ。すて人獸のうへの文字有(55)

・支体 とある下には耳目毛髮涙唾の類すて人の形の字ことごとく有(55)

・一 支体 耳目毛髮五藏六腑／病名の類都て此部二有(60-1) (59-1)

・支体 五体の名毛髮耳目等惣身のうち／の事けいらく灸穴五藏六腑一切の病名腫物の名の類くはしく此門二あり(61-62)

・支体門 手足をはじめ灸穴の名及び病名／疾痛／苛痒の類／悉く此門に治む(63)

・支体 耳目毛髮の類 病名／名の文字あり(66)

・支体 病名の類耳目口鼻毛髮すて人の支体を採(68-1)

・支体 耳目鼻舌毛髮涕／唾手足病名等すて／身体の文字あり(73-74)

・支体 とある下には人間の臟腑より筋／骨手足毛髮の類ひ／より病名灸穴の名ところすて身体に／拘る文字此部二有(75-76)

・支体 五体の名或ひは毛髮耳目等惣身のうち／の事又はけいらく灸穴の名五藏六腑一切の病名腫物の名を委しくす(79-80)

・支体 此部は人倫の四支五体并二病名腫物等を集む(88-1)

〔絵引〕 此絵の下には眼耳鼻口／毛髮手足或は病名等／の文字を採(48)

〔八支〕

・人支 頭より足にいたる迄／一身のうちの文字ことごとく有之(21)

・支 此下には耳目眼鼻毛髮涕翅／諸病不具もの、文字みなあり(29)

〔支〕

・支 此下には耳目眼鼻毛髮涕翅／諸病不具もの、文字みなあり(29)

〔支体類字尽〕

・一 支体類字尽 耳目鼻髮骨肉灸／穴の類をとる(33-2)

・一 病名類字尽 諸病片輪の類悉く／此部にとる(33-2)

〔疾病〕

・疾病 もろくの病の名諸／病\*委細に是を記す(21)

・疔病 此部には一切の病名及び 腫物の等はさらなり。／其外怪疾異病の名迄くはしく記せり(77-78)

〔諸病〕

・十二 諸病部 此部にはかたわ其外／諸病等の文字あり(39-2)

〔支体病〕

・支体病 此部には耳目口鼻或は諸病の文字ことごとくあり(49-2)

〔気形〕

・一 気形 トハ万いける物／事を云(5-2, 6)

・気形 とは万のいける物／事をいふ(7, 8, 9-1, 9-2, 10-1)

・気形 とはよろついでけるもの事をいふ(10-2, 11)

・気形 とある下には禽獸魚虫のたぐひすていける物の字あり(12-1, 12-2)

・第九気形門 魚鳥獸／虫の類也(15-16)

・気形 此二字いきかたちとよむ也／禽獸魚虫のたぐひすていけるもの、しな

くを□(17-2)

・気形 とある下には禽獸魚虫のたぐひすべていける物の事也

(18-1, 18-2, 23-1)

・気形 とあるしたには禽獸魚虫の類すべていけるもの、字あり(19-20)

・気形 此下には和漢の禽獸魚虫の類すべて生物の字あり○凡例三本草に載ところ本名異名ともに記し之(22)

・気形 とある下には禽獸魚虫の類。よろづいけるもの、こと有(23-2)

・気形 とある下には禽獸魚虫のたぐひよろづいけるもの、こと有(24-1)

・気形 とある下には禽獸魚虫のたぐひよろづいけるもの、事これ有(24-2)

・四 気形門 とある門には禽獸魚虫のたぐひすべていけるもの、文字あり

(25-1)

・気形 とある下には鳥けだもの魚むしのたぐひすべて生けるもの、文字あり

(26-1)

・気形 と有下には禽獸魚虫のたぐひすべてよろづいけるもの、類有(27)

・気形 此下には禽獸魚龍介虫にいたるまでよろづいけるもの、文字あり

(28-1)

・気形 とある下には鳥けだもの魚虫のたぐひすべて生けるもの、文字有

(28-2)

・気形 とある下は禽獸魚虫のたぐひ万すべていけるもの、事あり(30-2)

・気形 とある下には鳥けだもの魚虫のたぐひすべて生るもの、文字あり

(31-2)

・気形 とある下には禽獸魚虫のたぐひすべていけるもの、事の文字あるなり

(32-1)

・気形 とある下には禽獸魚虫のたぐひよろづいけるもの、文字あり

(33-1)

・一 気形 禽獸魚虫の類を採(34)

・気形 此印の下には禽獸魚虫のたぐひよろづいけるもの、文字ををく

(35-2)

・気形 禽獸魚虫万つ生物の類此門に属す(37-1)

・気形 とある下には禽獸魚龍介虫にいたるまで万生るもの、文字あるなり(37-2)

・気形 とある下には鳥けだもの魚虫の類生るもの、文字あり(40)

・一 気形 禽獸魚虫の類を採(42)

・気形 鳥獸魚虫の類すべて生るもの、文字みなあり(43)

・気形 きげう 此しるしの部二は鶴獅子鯛蝶すべて一切の鳥けだもの魚虫何に

よらず生物の文字あり(45-1)

・気形 禽獸魚虫の類を出す(46-47)

・気形 とある下には鳥けだもの魚虫の類生るもの、文字あり(49-1)

・気形 とある下には鳥けだもの魚虫の類生るもの、文字あり(50)

・気形 とある下には鳥けだもの魚虫の類すべて生るもの、文字あり(51)

・気形 鱗甲禽獸すべて生るい蛇虫にいたる迄不残い(53-54)

・気形 とある下には禽獸魚虫の類。よろづいけるもの、こと有(55)

・気形 とある下には鳥けだもの魚虫の類すべて生るもの、文字あり(59-1)

・一 気形 鳥けだもの魚虫の類を惣而此門に採(60-1)

・気形 鳥るい、獸もの虫類魚貝のるいすべて生有物の字鬼畜妖怪の類の文字を得る時は此門をさぐるべし(61-62)

・気形門 鳥獸虫魚の類をしるす(63)

・気形 鳥獸魚虫の類すべて生るもの、文字あり(66)

・一 気形 禽獸龍蛇魚虫都て生類の字此門に採(68-1)

・気形 鳥獸魚虫貝の龍蛇怪物等生類の文字此門に採(73-74)

・気形 とある下には鳥獸魚虫等すべて一切生類の文字皆ごとくく此部にあり(75-76)

・気形 鳥るい、獸い魚虫のたぐひ龜貝のるい一切の生もの或ひは鬼畜妖怪のたぐひの文字はこの門にて採むべし(79-80)

・気形 此部は禽獸魚虫類の名字無少数はこの部に一集に標すなり(88-1)

・一 気形 禽獸魚虫類の名字無少数はこの部に一集に標すなり(88-1)

・気形 此部は禽獸魚虫類の名字無少数はこの部に一集に標すなり(88-1)

・一 気形 禽獸魚虫類の名字無少数はこの部に一集に標すなり(88-1)

・気形 此部は禽獸魚虫類の名字無少数はこの部に一集に標すなり(88-1)

・一 気形 禽獸魚虫類の名字無少数はこの部に一集に標すなり(88-1)

・気形 此部は禽獸魚虫類の名字無少数はこの部に一集に標すなり(88-1)

【生類】

・生類 此部は鳥類獸類の名字を脱さず集む(88-1)  
・禽獸 此部には鳥けだもの等のもんじあり(49-2)

・生類 此下には鳥けだもの鳥うをむしの文字をあつめてみな此と  
ろにするものなり(31-1)

・生類 此下にはよろづのけた物／鳥魚虫の文字を集めて皆此ところに記すもの  
なり(35-1)

・生るい 生 鳥けだもの魚虫すべて／生ものるい此部にあり／略して一字の所も  
あり(44-2)

・生類門 鳥獸魚虫と順を立各隔(○)を印とす(60-2)

・生類 此部には畜獸鳥禽魚龜虫鬼怪／妖物のたぐひに至るまで、脱さず集む  
なり(77-78)

・生類 生 禽獸魚龜虫等ノ生類ヲ載ス(94)

【諸獸】

・諸獸 山野水中六居人家にいたる迄諸のけだ物ノ類有也(21)

【畜獸】

・二 畜獸門 在ニルラ家屋ニ畜トス／在ニルラ山野ニ獸トス(25-2)

・二 畜獸門 在ニ家屋一畜トス／在ニ山野一獸トス(71-2)

【畜】

・畜 此下には唐土日本にある六畜／いろいろのけだもの、文字あり(29)

【獸】

・十九 獸部 此部には六畜色々のけたもの、文字あり(39-2)  
・獸の部 牛馬六畜および山獸あるひは、萬類類類における毛をもて衣と／なすも  
のはみなこれを獸といふ又山獠／野婆の類ひ鬼形の名までこゝに輯む  
(57・58)

【禽獸】

・禽獸 此部は鳥類獸類の名字を脱さず集む(88-1)  
・禽獸 此部には鳥けだもの等のもんじあり(49-2)

〈絵引〉 此絵の下には牛馬猿／熊大狐等都て走獸ノ文字を採(48)

【介貝】

・介貝 一切貝の類一切の甲ノ有もの、たぐひ委記之(21)

・貝 此下には貝のるい龜のるいすべ／甲のある文字ことごとくあり(29)

・十五 貝部 此部には貝の類龜ノ類甲あるもの、文ノ字あり(39-2)

【魚鱗】

・魚鱗 一切うろこの有魚ノの名不残記之(21)

【龍魚】

・五 龍魚門 龍は鱗の長たり／魚は水中の虫たり(25-2)

・五 龍魚門 龍は鱗の長たり／魚は水中の虫なり(71-2)

【魚】

・魚 此下には和漢ともに川魚海魚大ノ小の魚物の文字みなあり(29)

・十四 魚部 此部には川魚海魚ノ類のものんじあり(39-2)

・魚の部 河湖海中に生するものみなこれを／魚といふ大小数品限りあらず今名  
目を掲げ出せど大洋の広き洩たるもまた／鮮しとすべからず見る人それこれ  
を察せよ(57・58)

【魚貝】

・魚貝 此部にはうをかい等の文字ことごとくあり(49-2)

・魚貝 此部は魚類貝類をもらさず集るなり(88-1)

〔絵引〕 此絵の下には鯛鱧鮠／鯛鮠蛇等凡て諸魚に／属する文字を採(48)

〔龍蛇〕 龍或は蛇の類□／いもり等に□／あまねく有之(21)

〔蛇〕 十六 蛇部 此部には龍蛇のた／ぐひのものんじあり(39-2)

〔虫考〕 虫考 はねあし有むしはね／もなきあしもなき虫／迄つまひらかに記之(21)

〔虫介〕 六 虫介門 有ルラレ足三ツ蟲無ラレ足虫トス／無シテレ鱗有ルレ甲類ヲ介トス(25-2)

六 虫介門 有レ足三ツ蟲無レ足虫トス／無レ鱗有レ甲介トス(71-2)

〔虫〕 虫 此下には大小のむし類龍／蛇のたぐひのい字みなあり(29)

十七 虫部 此部には大小虫の／もんじあり(39-2)

虫 此部にはうをかい等の文字こと／／くあり(49-2)

虫の部 地に蠢めき野にすく／捺名を虫と／いふ然れどもその多き世間虫に勝るは／なしこゝをもて大小形状 尽しりがたし／古書にあるかぎりをこゝに出す(57・58)

虫之部 此部は一切の虫類迄のこらず記し集む(88-1)

〔絵引〕 此絵の下には松虫鈴虫／蛭蟥蚘等凡て蠢虫の文字を採(48)

〔禽鳥〕

・禽鳥 山鳥野鳥水鳥□／□鳥に至る迄一切鳥の類有之(21)

四 禽鳥門 二足にして羽あるを禽とす／禽の惣名を鳥とす(25-2)

四 禽鳥門 二足にして羽あるを禽とす／禽の惣名を鳥とす(71-2)

鳥 此下には唐土日本ともに大小の／鳥るいつばざ飛行の字あり(29)

十八 鳥部 此部には大小のとりの／つばざ飛行の類の／文字あり(17-2)

鳥の部 鸞鳳の靈なる燕雀の卑なる／その等殊なれども天に翔り地に／啄むものみな羽族なり加へて之獲／天狗の怪しきまでもこの部に拵たり(57・58)

〔絵引〕 此絵の下には鳳鸞鶴／雁等凡て諸鳥に従ふ／文字を採(48)

〔異形〕 三 異形門 童蒙の弄故に此門の是に集む／相違なる門也(25-2)

三 異形門 童蒙の弄故に此門の是に集む／相違なる門也(71-2)

〔草木〕 一 草木 一トハ万ノくさ木ノ事ヲ云(5-2, 6)

草木 とはよろつもの／くさ木の事を云(7, 8, 9-1, 9-2, 10-1)

草木 とはよろつうへもの／事をいふ(10-2, 11)

草木 とある下にはよろつ□／花葉種当のたぐひの字あり(12-1, 12-2)

第 十六 草木門 くさ木の／名なり(15・16)

草木 此二字草木とよむなり／のこらすあり□／花葉種等のたぐ□(17-2)

草木 とある下にはよろつ□／并に花葉種等のたぐひ也(18-1, 18-2)

草木 とある下にはよろつ草木并に／花葉種等のたぐひの字あり(19・20)

草木 山野湿沢水中に至る／迄一切さうもく木耳／等に至る迄悉備也(21)

草木 此ノ下には万の草木并に花葉種等の字あり○凡例ニ本草に所載の本名和名ともに補レテラ (22)

草木 とある下にはよろづ草木／并に花葉種等のたぐひ也 (23-1)

草木 とある下には、五穀よろづ草木の／花実。又葉種等のたぐひの文字有 (23-2)

草木 とある下には、五穀よろづ草木の花実。／又葉種等のたぐひの文字アリ (24-1)

草木 とある下には五穀葉種草木花実／又は葉種のたぐひの文字あり (24-2)

草木 とある下には五穀よろづ草木の／花実葉種等のたぐひの文字あり (26-1)

草木 と有下には五穀よろづ草木の／花実又は葉種の類の事有 (27)

草木 此下には五穀野菜よろづ／草木の花実又は葉種の／たぐひの文字あり (28-1)

草木 とある下には五こよろづ草／木のたぐひの文字花実の類有 (28-2)

草木 とある下には五穀よろづ草木の／花実又葉種のたぐひ文字あり (30-2)

草木 とある下には万の草木竹のたぐひの文字あり／もとよりいみやうにていふ字もあり (31-1)

草木 とある下には、五穀をはじめ／万草木花実又は葉種の／類の文字あり (31-2)

草木 とある下にはよろづ草木／并に花葉種等のいあり (32-1)

草木 とある下には五穀よろづ草木の／花実又葉種のたぐひの文字あり (32-2)

草木 一 草木 五穀野菜草木花実／葉種の類を採る (34)

草木 此下には万の草木竹のたぐひの文字あり／本来異名にていふ／字もあり (35-1)

草木 此府の下には五穀よろづ草木／花実また葉種の類の文字有 (35-2)

草木 五穀草木花実葉種の類都て此門に有 (37-1)

草木 とある下には／五穀野菜／万草木の／花実／又は葉種等の類の文字あるなり (37-2)

十三 草木 此部には五穀野菜万／草木葉種の類のもの／んじあり (39-2)

草木 とある下には五穀草／木花実葉種等の／類の文字あり (40)

一 草木 五穀野菜草木花実／葉種の類を採 (42)

草木 五穀るい万草木花実／葉種の類の文字あり (43)

草木 さうもく、此しるしの部ニは米麦豆松竹梅柳桃杉櫨／一切の草木又は葉種のの名の文字を集めり (45-1)

草木 五穀野菜草木花実／葉種の類を出す (46-47)

草木 とある下には五〇草／木花実葉種等の／類の文字あり (49-1)

草木 此部には五穀野菜花実等の／文字ことごとくあり (49-2)

草木 とある下には五穀草／木花実葉種等の／文字あり (50)

草木 とある下には五穀をはじめ万草木／花実又は葉種の類の文字あり (51)

草木 五穀葉草草木花実のたぐひをことごとくあつむ (53-54)

草木 とある下には、五穀よろづ草木の／花実。又葉種のたぐひの文字有 (55)

草木 とある下には五穀〇〇万草木の／花実又は葉種の類の文字有 (59-1)

草木 五穀野菜花実葉種の類此門に採る (59-2)

一 草木 五穀野菜草木花実／葉種の類を採 (60-1)

草木 五こく草木の字々名花かう類実／海藻類又葉種の字等は草木に／あらざ

〇もことごとく此門に集めたり (61-62)

草木門 穀麦花葉／草木の類を／あつめ、後に／葉種の名を／録し、真字ニ和名を／しるす葉／に用金石も／爰におさむ (63)

草木 五穀万草木花実葉種／類の文字あり (66)

草木 五穀野菜草木花実葉種の類すべて此部に採 (68-1)

草木 五穀草木花実根／葉葉種の〇は異名／等までも〇出す (73-74)

草木 とある下には／一切草木の花実あるひは／五穀野菜の類ひ又は薬品の名目等皆此部ニ有 (75-76)

草木 此部は五穀草木等の文字云もさらなり。花実／葉種等の用字に至るまで。集字といふことなし (77-78)

草木 五こく草木のひの文字をあつむ或ひは／花の名葉種等の文字は草木にあ

「らびる」もこと／＼この門部に集めたり(79・80)

・草木 此部は五穀草木花実薬種等を集む(88・1)

・草木 五穀草木野菜花実ノ類ヨリ薬ノ草ノ類ニ至ル迄記載ス(94)

〔絵引〕 此絵の下には松梅桜ノ等凡て樹木の文字をノ採(48)

〔絵引〕 此絵の下には五穀及びノ若菜若草萩萩栴檀等ノ都て草花に類するノ文字をノ採(48)

〔絵引〕 此絵の下には和漢ノ薬種ノ台葉ノ文字をノ採(48)

【生植】

・五 生植門 とある門にはよろづ草木ならびにノ花薬種等のたぐひの文字あり(25・1)

【薬種】

・廿一 薬種門 制法シタルヲ薬トスノ森羅万草ヲ種トス(25・2)

・薬種 此部にはくすり香具等の文ノ字悉あり(49・2)

・廿一 薬種門 製法したるを薬とすノ森羅万草を種とす(71・2)

【樹木】【果蘆】【異国草木】【蔓草】【服用草木】【茸菌】【諸竹】【海藻】【菜蔬】【米穀】

・七 樹木門 樹ハ庭前ノ植木ノ木ハ山林ノ惣名(25・2)

・七 樹木門 樹は庭前の植木ノ木は山林の総名(71・2)

・八 果蘆門 在レ木 為レ果 キノミノ在レ草 為レ蘆草ノミ(25・2)

・九 異国草木 世に耳なれたる斗を出ス(25・2)

・十 蔓草門 ツル有ル類ト(25・2)

・十一 服用草木 衣類に用レ之(25・2)

・十二 茸菌門 木ヨリ生ルキノコトスノ草ヨリ生ルクサヒラトス(25・2)

・十五 諸竹門 竹ハ草木ノ境タリノ猿ハ人畜ノ境ニヒトシ(25・2)

・十五 諸竹門 竹ハ草木ノ境タリノ猿ハ人畜ノ境ニヒトシ(71・2)

・十六 海藻門 世俗誤て蛤やうのものを海草と云ノ海草は水中に有ル草なり(25・2)

・十六 海藻門 世俗誤て蛤やうのものを海草と云ノ海草は水中にある草なり(71・2)

・十七 菜蔬門 在ルレ畠ニ菜トスノ在ルレ野ニ蔬トス(25・2)

・十七 菜蔬門 在レ畠菜トスノ在レ野蔬トス(71・2)

・十八 米穀門 米ハ五穀ノ長トスノ穀ハ五穀ノ物名トス(25・2)

【草】【樹】

・草 此下には五穀をはじめ草木花ノ実薬種の文字こと／＼あり(29)

・草の部 草にまた種類多し芳草山草濕草ノおよび葦草水草蔓草海中に生ノずるものみな尽く草に属す菌茸の類ノもくさばらの名あるをもてこに輯む(57・58)

・樹の部 樹に喬木あり灌木あり或ひはノ花木果樹相類その品々また多しノ繁きを以て差別せず竹は樹にノあらざれども強てこの部に加へ入る(57・58)

【植栽】

・植栽門 樹竹の後に○印をへだて草藻ノ苔菌交へしるす(60・2)

【器財】

・一 器財 トハ万道具ノ名を云(5・2、6)

・器財 とは万道具ノの事をいふ(7、8、9・1、9・2、10・1)

・器財 とはよろづだうノの事をいふ(10・2、11)

・器財 とある下には万の道具又は金ノ玉のたぐひの字あり(12・1、12・2)

・第十五器財門 一切の道具ノの名なり(15・16)

・器財 此二字うつわものたからとよむノなりよろづのたぐひまたはノ金玉のたぐひをあつめたるノ文字これあり(17・2)

・器財門 とある下には万の道具ノ又は金玉の字あり(18・1、18・2、23・1)

・器財門 とある下には万の道具ノ又は金玉の字あり(18・1、18・2、23・1)

・器財門 とある下には万の道具ノ又は金玉の字あり(18・1、18・2、23・1)

・器財門 とある下には万の道具ノ又は金玉の字あり(18・1、18・2、23・1)

・器財門 とある下には万の道具ノ又は金玉の字あり(18・1、18・2、23・1)



・器財 〇とある下にはよろづの道具／又は金玉のたぐひの字あり(19・20)

・器財 人家の諸道具より山川ノに用る舟車の類迄ノ悉録之(21)

・器財 此ノ下にはよろづの道具又は金玉の類の字ありノ凡例ニ曰ク古来の名物近年の名作共ニ補レテ之ヲ(22)

・器財 〇とある下には。惣じての道具。又はノ金銀銅鉄の宝の文字ある也(23・2)

・器財 〇とある下には。惣じての道具。又はノ金銀銅鉄の宝の文字あり(24・1)

・器財 〇とある下には惣じての道具家材等ノ又は金銀銅鉄の器財珍宝の文字有(24・2)

・七 器財門 〇とある門にはよろづの道具ノ又は〇〇の文字あり(25・1)

・器財 〇とある下には金銀銅鉄珠玉のたからノ家財諸道具の字こゝにあり(26・1)

・器財 〇と下有二は惣じて道具類又はノ金銀銅鉄の宝の文字ある也(27)

・器財 此下には惣じての道具ノ又はノ金銀銅鉄の農器武具のノたぐひの字あり(28・1)

・器財 〇とある下には金銀銅鉄珠玉のノたから家財諸道具の字ある也(28・2)

・器財 〇とある下には惣じての道具ノ又はノ金銀銅鉄のたからの文字ある也(30・2)

・器財 〇とある下には金銀ノ珠玉のたぐひより家のうちのノ諸道具にいたるまでみ(31・1)

・器財 〇とある下には惣じて道具ノノ類金銀銅鉄家財武具ノノ文字あり(31・2)

・器財 〇とある下にはよろづのノ道具ノ又は金玉の文字あり(32・1)

・器財 〇とある下には惣じての道具ノ又はノ金銀ノ銅鉄の宝の文字あるなり(33・1)

・器財 〇金玉武器家財船具ノ都て諸道具を採(34)

・器財 此下には金銀珠玉のノ類より家の内の誨ノ道具にいたるまでみなノ此と(35・1)

・器財 〇と置下には惣じての道具ノ又はノ金銀銅鉄の宝の文字あり(35・2)

・器財 〇金銀銅鉄船具都て諸道具此門に有(37・1)

・器財 〇とある下ノには惣じてノの道具ノノ又はノ金銀銅ノ鉄農器ノ武具ノノたぐひのノ(37・2)

ノ文字あり(37・2)

・廿二 器財 此部には金銀銅鉄農ノ具武具万の道具ノノもんじあり(39・2)

・器財 〇とある下には誨道具ノノ金銀銅鉄武具財ノノ宝の類の文字あり(40, 49・1)

・一 器財 〇金玉武器家財船具ノ都て諸道具を採(42)

・器財 〇道具ノノ類金銀珠玉家ノ財武具の文字悉く有(43)

・器財 〇きざい。此しるしの部ニは鋳ノ兜長刀弓矢桁ノ秤桶繩車ノ惣じて何ニよらず諸道具の文字を集めり(45・1)

・器財 〇金銀財宝文武の器ノ家具船具農具すべノて諸道具の字を出ス(46・47)

・器財 〇此部には金銀農具武具馬ノ具万道具の文字あり(49・2)

・器財 〇とある下には誨道具ノノ金銀銅鉄武具財ノノ宝の類の文字有(50)

・器財 〇とある下には惣じて道具ノノたぐひノノ金銀銅鉄家財武具の文字有(51)

・器財 〇金銀銅鉄刀劍鋤ノ鐵をははじめあらゆる道ノ具の類を集(53・54)

・器財 〇とある下には。惣じての道具。又はノ金銀銅鉄の宝の文字ある也(55)

・器財 〇太刀は器財の貴きもの磨きも磨きもノ馬に尊卑は殊なれども用を連するノに於ては一也今この部には所在道具ノノ拵意子の細少なるまで悉く出したり(57・58)

・器財 〇とある下には惣じて道具ノノ類ノノ金銀銅鉄家財武具の文字有(59・1)

・器財 〇金玉武器家財船具都て諸道具ノノ類此門にとる(59・2)

・一 器財 〇金玉武器家財船ノ具都て諸道具を採(60・1)

・器財門 所に依ては衣の部ニ出るもあり(60・2)

・器財 〇家財ノ具軍ノ銅鉄金ノ銀石玉土ノ諸商農業諸職工ノの道ノ口ノ類いちまきノ字此部に記す(61・62)

・器財門 〇金銀ノ珠玉ノをははじめあらゆるノ道具ノノの文字ノをあつむ(63)

・器財 〇金銀珠玉ノ諸道具ノノ武具の文字あり(66)

・器財 〇金玉武器家財船具都て諸道具を採(68・1)

・器財 〇金銀銅鉄ノ道具ノノ諸式家財武具神ノ器仏具等の字あり(73・74)

・器財 〇とある下にはノ金銀珠玉七宝名数ノより四民平生用ふる諸道具の文字ノを出せり(75・76)

・器財 此部は日用の家器はいふもさらなり。武具。馬具。農具。香具。舟具等。凡て珍器の用字に至る迄。集載すといふことなし(77・78)

・器財 家財武具馬具をはじめ銅鉄金銀玉石。土砂の類諸商農職の具の文字或ひは珍器珍宝の名等をあらはす(79・80)

・器財 此部は日用の家器はさらなり武具馬具農具都て一切の器物の用字を集む(88-1)

・器財 器 金銀珠玉諸道具書翰證券ノ異ノ名紙墨彩具ノ類ヲ載ス(94)

〔絵引〕此絵の下には武具馬具ノ船具金銀銅鉄の器凡てノ万の道具類に属するノ文字を採(48)

【宝貨】【副身器用】【女用器財】【香花】【書具文房】【方持器用】【武具】【馬具】【洗掃器財】【百工器財】【采作器財】【農具】【猟漁器財】

- ・廿二 宝貨門 宝ハ珍物ヲ云ノ貨ハ金玉ヲ云(25-2)
- ・廿二 宝貨門 宝は珍物をいふノ貨は金玉をいふ(71-2)
- ・三十 副身器用 身にちかきものノ身をたすくもの(25-2)
- ・三十 副身器用 身にちかきものノ身をたすくもの(71-2)
- ・三十一 女用器財門 かさりの具ノてわざの具(25-2)
- ・三十一 女用器財門 かさりの具ノてわざの具(71-2)
- ・三十二 香花門 香は薫の類ノ花は花器の類(25-2)
- ・三十二 香花門 香は薫の類ノ花は花器の類(71-2)
- ・三十三 書具文房門 筆道の具ノかさりの具(25-2)
- ・三十三 書具文房門 筆道の具ノかさりの具(71-2)
- ・三十三 書具文房門 筆道の具ノかさりの具(71-2)
- ・三十四 方持器用 方角を知具ノ刻限を知具(25-2)
- ・三十四 方持器用 方角をしる具ノ刻限をしる具(71-2)
- ・三十五 武具門 并古鍔之銘(25-2)
- ・三十五 武具門 并古鍔之銘(71-2)
- ・三十六 馬具門 并雜入(25-2, 71-2)

- ・四十 洗掃器財門 洗物之具ノ掃除之具(25-2)
  - ・四十 洗掃器財門 洗物の具ノ掃除の具(71-2)
  - ・四十一 百工器用門 職人小道具ノ雜入(25-2)
  - ・四十一 百工器用門 職人小道具ノ雜入(71-2)
  - ・四十二 宮作器財門 居室につかふ小道具ノ雜入(25-2)
  - ・四十二 宮作器財門 居室につかふ小道具ノ雜入(71-2)
  - ・四十三 農具門 耕作の道具(25-2)
  - ・四十三 農具門 耕作の道具(71-2)
  - ・四十四 猟漁器財門 獵人の具ノ漁夫の具(25-2)
  - ・四十四 猟漁器財門 獵人の具ノ漁父の具(71-2)
- 【器】 此下には金銀銅鉄塗物陶すへて諸道具の文字みなあり(29)

- 【道具類字尽】【文具類字尽】【武具類字尽】【刀脇指類字尽】【銅鉄道具類字尽】【農具類字尽】【船具類字尽】【兩替類字尽】【小間物類字尽】【機織類字尽】
- ・一 道具類字尽 諸色道具家具絵ノの具の類をとる(33-2)
- ・一 文具類字尽 公家方の衣冠道ノ具類此門にとる(33-2)
- ・一 武具類字尽 武家通用の文字并ノ馬具等此門にとる(33-2)
- ・一 刀脇指類字尽 刀脇指 拵方おなじくノ小道具類の字を集む(33-2)
- ・一 銅鉄道具類字尽 鍛冶防屋鍔物師銅ノ鉄細工の類(33-2)
- ・一 農具類字尽 農作の用字をなしくノ野道具類(33-2)
- ・一 船具類字尽 船方の用字并船ノ道具類(33-2)
- ・一 兩替類字尽 兩替方の用字おなじくノ道具類をとる(33-2)
- ・一 小間物類字尽 伽羅香花袋物櫛笄ノ油香具小間物類(33-2)
- ・一 機織類字尽 女職 同ノ道具類(33-2)

【光彩】

・光彩（くわうさい） 此ノ下には青黄赤白黒金火等の色（いろ）の字有／○凡例ニ云光彩字少きがゆへに部に門を立外／乾坤時侯衣服門の内に混雜す御人寮察セヨ焉（22）

・廿三 光彩門（くわうさいもん） 自色有物ヲ光トス／絵具雜合ヲ彩トス（25・12）

・廿三 光彩門（くわうさいもん） 自色有物ヲ光トス／絵具雜合ヲ彩トス（71・12）

【数量】

・一 数量 トハ万物のかすを／云（5・2、6）

・数量 とはよろづ物の／かす有事を云（7、8、9・1、9・2、10・1）

・数量 とはよろづもの、／かすあることを云（10・2、11）

・数量 とある下には二のかす寸尺／毫釐の品の字あり（12・1、12・2）

・第十七数量門 かすのりて名を／たてたる事をしする（15・16）

・数量 此□かすはかるとよむなり／二のかす／寸尺毫釐の／しなの文字これあり（17・2）

・数量 とある下には二のかす／寸尺毫釐の品の字有（18・1、18・2、23・1）

・数量 とある下には二のかす寸／尺毫釐の品の字あり（19・20）

・数量 此ノ下には二の寸尺毫釐の品の字あり／○凡例ニ曰諸法数群書指唾等の書を以て補之（22）

・数量 とある下には、二の寸尺毫釐の品よろづ員数の字有也（23・2）

・数量 とある下には、二の寸尺毫釐の品よろづ員数の字アリ（24・1）

・数量 とある下には二二三寸斗尺毫釐の／品よろづ員数の文字あり（24・2）

・数量 とある下には二二三のかす寸尺の／たぐひすへて員数の文字あり（26・1）

・数量 と有下ニは二の寸尺毫釐の／品よろづの員数の文字有也（27）

・数量 此下には一十百万の□／尺毫釐のしな□の文字あり（28・1）

・数量 とある下には二二三のかす寸尺の／たぐひすへて員数の文字有（28・2）

・数量 とある下は二二三の寸尺毫釐の／しなよろづ員数の字ある也（30・2）

・数量 とある下には二二三の寸尺／料目等万員数の文字／ことゝくあり（31・2）

・数量 とある下には二のかす寸／尺毫釐の所の字あり（32・1）

・数量 とある下には二の寸尺料目等／よろづ員数の文字あるなり（33・1）

・数量 と分つ下には二の寸尺毫釐／釐の品万員数の文字あり（35・2）

・数量 大数小寸尺の類員数に抱る字を採（37・1）

・数量 とある下には／一十百万の寸尺／尺毫釐の／しな／よろづ／員数の文字あり（37・2）

・廿四 数量部 此部には一十数にて／いひたることの文字／あるなり（39・2）

・数量 とある下には二の寸尺料目等万員数の文字あり（40）

・数量 二二三のかすかんし寸尺料目／員数等の文字あり（43）

・数量 すうりやう 此しるしの部ニは二二三の寸尺料目など万の員数の文字を出し其下ニ其わけをしする（45・1）

・数量 二十八宿ニ親十三仏な／とすべて一より十まで／熟字□ものを出す（46・47）

・数量 とある下には二二三の寸尺料目等万員数の文字あり（49・1）

・数量 とある下には二二三の寸尺料目等万員数の文字ある□（50）

・数量 とある下には二二三の寸尺料目／等万員数の文字ことゝく有（51）

・数量 十百万より寸尺／毫厘対の物品まで／くはしくあつむ（53・54）

・数量 とある下には、二の寸尺毫釐の品よろづ員数の字有也（55）

・数量 算術家にいふ大数少数或ひは／毫釐寸斗量その餘その員に／因ある三の数には三十番神または三十／六歌仙等雅俗を混じて掲げ出せり（57・58）

・数量 とある下には二二三の寸尺料目／等万員数の文字ことゝくあり（59・1）

・数量 二二の数より幾千万の員数に至□／万数の極り有物年月時尅の数の／事に附する文字此門部ニ入り（61・62）

・数量 二二三のかす寸尺秤目／員数等の文字あり（66）

・数量 よの□での数□／寸尺毫釐等のかづに／か、はる文字をあつむ(73・74)

・数量 とある下には／一より千に及び十に百千／百億又は寸尺毫釐等／総て員にあづかる文字／あり(75・76)

・数量 此部は物の大数少数はさらなり。凡て物の斗／数によりて索ることは此門によりて捺り引べし(77・78)

・数量 一二の数より幾千萬の員数にいたり或は年／月時刻の数の事に附するの文字を集むたとへば八大竜王八将神をばは部の数量に索る是也(79・80)

・数量 大数少数寸尺其他数二係ル文／字ハ此門二記載スへ猶言語ト紛レ易キモノ／アリ互ニ見合スヘシ(94)

【数】 此下には一十百万の字寸尺毫／厘すべて斤兩の文字あり(29)

・一 言語トハ 常々とりあつ□／□(5・2)

・一 言語トハ □／□(6)

・言語 とは常々いひあつかふ／ことばの事をいふ(7, 8, 9-1, 9-2, 10-1)

・言語 とはつねにいひあつかふ／ことばの事をいふ(10-2, 11)

・言語 とある下にはつねにいひあつかふ／ことばの字あり又言辭と有も同(12-1)

・言語 とある下にはつねにいひあつかふ／ことばの字あり又言辭と有も同(12-2)

・言語 此ことはかたるとよむなりつ／ねにいひあつかふことばの字／又言辭とあるもおなし／事なり(17-2)

・言語 と有下にはつねにいひあ／つかふことばの字あり／言辭とあるも同じ也(18-1, 18-2, 23-1)

・言語 とある下にはつねにいひあつかふ／ことばの字有又言辭とあるも同(18-1, 18-2, 23-1)

・言語 常に取あつかふことば／を集てひろく記す(21)

・言語 此下にはつねにいひあつかふ諺字あり／凡例ニ日和俗の世話字ことば補レテ俳諧の／漢和狂詞狂聯句に便あらんがためなり(22)

・言語 とある下には。つねにいひあつかふ／詞の字あり。言辭と有も同じ(23-1)

・言語 とある下にはつねにいひあつかふ詞の字／あり。言辭とあるもおなじ(24-1)

・言語 とある下には世俗つねにいひあつかふ所の／詞葉言語世話□の文字□(24-1)

・八 言語門 とある門にはつねにいひあつかふ／ことは字あり(25-1)

・言語 とある下には人の身のうへをあつかふ／ことはあいさつつねにいふ所の詞の文字あり(26-1)

・言語 と有下にはつねにいひあつかふことば／の字あり言辭と有も同じ(27)

・言語 此下には俚諺にい□／世話字□(28-1)

・言語 とある下には人の身のうへをあ／つかふことばつねにいふ所の詞の字有(28-2)

・言語 とある下にはつねにいひあつかふ詞の／字あり言辭とあるも同じ(30-2)

・言語 とある下には人の身の上をあつかふよりあいさつに／いふところの色々ま／の文字此所にあり(31-1)

・言語 とある下にはつねにいひ／あつかふことばの文字あり(31-2)

・言語 とある下にはつねにいひあつ／かふことばの字あり言辭とあるも同事なり(32-1)

・一 言語門 書状の用字常に言／あつかふ文字を採他の／門に探りがたき字は大方此門に属す(33-2)

・一 言語 態藝一切言扱文字數／量光彩其外博愛に委(34)

・言語 此下には人の身のうへを／あつかふよりあいさつにいふ／ところの色々さ  
ま／の文字此ところ有 (35-1)

・言語 如是印す下にはつねにいひあつかふ詞のもんじ言辭ともをく (35-2)

・言語 常に言ひあつかふ文字都て此門にあり (37-1)

・言語 とある下には／俚諺に／いひあつかふを語／字日用／書通の／文字ある  
なり (37-2)

・言語 此部には常に言葉に／いひあつかふ日用の字／世話字あり并暮象  
集／双六の詞字絹布染／色等の文字あり (39-2)

・言語 とある下には日用／いひもて扱ふ言の文／字あり (40)

・言語 書翰方或は常に言扱／文字及び他の門に探がたき／字は大率此門に  
属す (42)

・言語 つね／いひあつかふ詞文／通日用の文字あるなり (43)

・言語 げんきよ 此しるしの部二は常にいひあつかふ詞の文字其外／書状文通に  
用ゆる文字をくわしく集めり (45-1)

・言語 書翰方あるひは常に言扱／ふ文字又は他の門に得／がたき文字を此部に  
出す (46-47)

・言語 とある下には日用いひ／もてあつかふ言の文／字あり (49-1)

・言語 とある下には日用／いひもて扱ふ言の／文字あり (50)

・言語 とある下にはつねにいひあつかふ／ことばの文字悉くあり (51)

・言語 此条には世間の人常に言扱ふ程のこと書状文通に用る字其外余の門／探り  
がたき字を集ぬ此下二は風花雪月の＊風雅＊＊の＊の字／を集ぬ此下二は民  
間の平話方言を集て都鄙の＊違ならしむ (53-54)

・言語 とある下には。つねにいひあつかふ／詞の辞あり。言辭と有も同じ (55)

・言語 この部は日用談話の辭に用うべき／文字を集めて或ひは消息にも／書き語  
民通用の最第一なり故に／虚字助語に至るまで悉くこゝに輯む (57-58)

・言語 とある下にはつねにいひあつかふ／ことばの文字ことごとくあり (59-1)

・言語 書札方都てつねにあつかふ文字及び他／の門に探りがたき字大率卅門に属

す (59-2)

・言語 書札方其外常に言／扱文字博愛二委有 (60-1)

・言語 常の詞の字文通に用ゆる日用取／あつかふ使用の文字悉く此部に言す／  
又余の門に得がたき字は此門二入てみるべし (61-62)

・言語 常にいひあつかふ詞／文通日用の文字有 (66)

・言語 書翰向都て常に言扱文字并他門に探がたき字大率此門に属す

一 言語 平生言あつかふ詞の／字日用文通の文字／此門にくわく出す (73-74)

・言語 とある下には／世人常に言扱俗／談平話あるひは雅文又は日用文通  
の文字等／此部にもるゝ事なし (75-76)

・言語 此部には平に云もて伝しこと。或は文通当用の／文字等凡て日用に云扱ふ  
事の字は悉く集ぬ (77-78)

・言語 常にいひ扱ふ所の文字或ひは文通尺牘／に用るの字その日用にあつかふ所  
の文字をば／悉くこの門に集む至余の門にて得がたきは爰を見よ (79-80)

・言語 いろは訳を標す下は漢語言語を先として／天文地理時候神位官位人倫つか  
ひて日用／扱ひ来る俗語并二数量等を脱さず集ぬなり (88-1)

・言語 言 朝野日用ノ雅言漢語俗談或ハ公文私信ノ文字此門二載ス (94)

〔絵引〕此絵の下には書翰註目録／制札掟等又は常に言扱ふ／詞俚諺鄙言までみ  
な此門に属して文字を多く採 (48)

【言辭】

・第十八言辭門 人の常に口にかたりのふるうはさ／其外虚押の文字までをあつむ  
(15-16)

・○言辭門 人事人情の字多く俳諧の／急なる部ゆへ第一に次つ然共句々附／わた  
るに人事はかり連綿ては一卷の見わ／たし悪し生類草木雲水風霜人事に／預ぬ  
句を交へ行へし此部のみ人事な／らぬ字は下の右へ小き○をしるしとす／熊藝  
門を立ざるゆへ行住動作の字も／こゝに入 (60-2)

【世】 此下には俗間の人つねにいひあ／つかふほどの文字ことごとくあり (29)

【漢】 此下には漢語の熟字に和訓／をつけ書翰風の字みなあり (29)

【態藝】 第十一態藝門 起居動静等のよろづの身の／ふるまひはたらきなり (15・16)

【経籍】 第十一経籍門 和漢によらず世に名のしれたる／内典外典までの書の名なり (15・16)

【雑】 ざつ 常に言あつかふ詞書状ニ／かく字其外世間要用の／字みな此部に出ず (44・2)

・雑の部 此部には手紙或は日用こととて扱ふ言葉の文／字その外四季時刻山川風雨  
家居官／位人倫等の文字にことごとく／くひらがなにて／くわしくわけをとく (49・2)

【正誤】 ・正誤 とは正は出所たゞしき文字也誤はよみちがひ／あるひは俗の作字にて俗の  
字を用てこれを記也 (26・1)

・正誤 とは右のしな／くの文字たゞしき字を大きに書て世に／あやまりたる字を  
小くかたはらにそへくものなり (31・1)

【一】

・ 一 是其所々の上の一字を是／に用て下へよみくだす也 (7, 8, 9-1, 9-2, 10-1)

・ 一 是はその所々の上の一字を是に用てよみくだす也 (10-2, 11)

・ 一 一 是は上の二字を用て／下へよみくだすなり (10-2, 11)

・ 一 一 是はその所々の上の一字を是に／用てよみ下す也 (12-1, 12-2)

・ 一 一 如此は上の二字／を用てよみくだすなり (12-1, 12-2)

・ 一 一 是はその所々の上の一字を／これにちひてよみ下す也 (17-2)

・ 一 一 かくのごときは上の二字を／もちひてよみくだすなり (17-2)

・ 一 一 是は其所々上の□／是此□ (18-1, 18-2)

・ 一 一 これはその所／の上の一字を是に用ひてよみくだす也 (19-20)

・ 一 一 かくのごときは上の二字を／用ひてよみくだすなり (19-20)

・ 一 一 一 是はその所／の上の字を是にちひてよみ／くだすなり毎字書にお  
よばねば如し此略せる也／一つは一字二つは二字と心得べし (22)

・ 一 一 是は其所々の上の一字を／是に用てよみ下す也 一 一 如此は上の二字を□ (23-1)

・ 一 一 是は其所々の上の一字を 一 に□／□ (23-2)

・ 一 一 一 是上の字をよみ下す也あるひは春風一雨 (27)

・ 一 一 一 是上の字をよみ下す也夏川月一蛩 (27)

・ 一 一 一 とあるは上の字をよみ下すなり (28-2)

・ 一 一 一 とあるは上の字をよみ下すなり (28-2)

・ □ 是は其所／の上の一字を 一 に／用てよみ下也 (30-1)

・ 一 一 一 是は上の二字を□ (30-2)

・ 一 一 一 是は上の字をよみ下す也春風一雨の類 (31-2)

・ 一 一 一 是は其所々の上の字をこ／こに用ひてよみ下す也 (32-1)

・ 一 一 一 如此は上の二字を＊よみ下す也 (32-1)

・ 一 一 一 是は上の字をよみ下す也春風一雨類 (40)

・ 一 一 一 一 是は上の二字をよみ下すなり (43)

- ・ 此しるしは上(うへ)の二字をよみ下(くだ)す也陰陽(いんやう)一氣(いっき)の類あり (45-1)
- ・ 此しるしは上の二字をよみ下す也添惣(そんそう)じて一(ひと)のしるし有(あ)は上の字を略(りやく)したる者(もの)也洛中(らくちゆう)一外(いちがい)老人(らうじん)一母(はは)初雪(はつせつ)一春(はる)一此間(このあひだ)一程(ほど)一度(いちど)一段(いちだん)本家(ほんけ)一意(い)余(あ)はおして知(し)べし (45-1)
- ・ 上の字を讀下す也陰陽(いんやう)一氣(いっき)の類 (49-1)
- ・ 二字よみ下す也夏川月(なつがわづき)一蚩類(しちるい) (49-1)
- ・ 上の字を讀下すなり春風(はるかぜ)一雨類(うるるい) (50)
- ・ 二字よみ下す也夏川月(なつがわづき)一蚩類(しちるい) (50)
- ・ 上の字をよみ下す也陰陽(いんやう)一氣(いっき)の類 (51)
- ・ 是は其所(そのところ)々の上(うへ)の一字を一(ひと)に用てよみ下す也 (55)
- ・ 上の二字をよみ下す也 (55)
- ・ 上の字を讀下す也陰陽(いんやう)一氣(いっき)の類 (59-1)
- ・ 是は上の一字をよみ下す也一(ひと)は二字としるべし (66)
- ・ 是上の字を讀下す也とへは春風(はるかぜ)一水(みづ)のごとし (75-76)
- (25-2, 71-2)
- ・ 神祇雜入門(じんぎざいにゅうもん) 此部(このぶ)幼童(こうどう)の口(くち)なれたる大(おほ)概(がい)を記(しる)す (25-2)
- ・ 神祇雜入門(じんぎざいにゅうもん) この部(このぶ)幼童(こうどう)の口(くち)なれたる大(おほ)概(がい)をしるす (71-2)
- ・ 遊藝勝負門(ゆうぎしょうぶもん) かちまけのある遊(あそ)びけいを記(しる)す (25-2)
- ・ 遊藝勝負門(ゆうぎしょうぶもん) かちまけのある遊(あそ)びけいを記(しる)す (71-2)
- ・ 倚頑門(よこたんもん) 倚(よ)も頑(ご)もかたわなり (25-2)
- ・ 同訓別格門(どうくんべつかくもん) 同(どう)訓(くん)なる字(じ)義(ぎ)を集(あ)む (25-2)
- (33-2)
- ・ 問屋類字尽(もんやるいじつじん) 諸問屋船宿(しよもんやふねど)の用字(ようじ)類(るい)をあつむ
- ・ 米相場類字尽(こめあうばいりつじん) 生米振合(なまこめあひあ)の用字(ようじ)都て浜商(はまあらい)の言葉(ことば)字(じ)を集(あ)む (33-2)

- ・ 廿五 色紙短冊(しきしだんさふ) 此部(このぶ)にはしきたん(たん)さくの書様(しよさう)寸法(すんぽう)をしるすなり
- ・ 廿六 書札寸法(しよさつすんぽう) 此部(このぶ)には書札(しよさつ)諸認(しよじん)様(さう)式法(しきぽう)をしるす
- ・ 廿七 糊付封文(かひつけふうぶん) 此部(このぶ)には封(ふう)じ状(じやう)の書(しよ)つけ仕様(しさま)封(ふう)し様(さう)をしるすなり
- ・ 廿八 書法大概(しよぽうたいがい) 此部(このぶ)には書狀(しよじやう)脇付(わきつけ)の仕様(しさま)書置(しよぢき)書様(しよさう)殿様(てんさう)上中(じやうちゆう)下通(げつう)俗文章(じやくぶんじやう)女(によ)中(ちゆう)への文(ぶん)などをしるすなり
- ・ 廿九 太刀折紙(たちせりし) 此部(このぶ)には太刀(たち)折紙(せりし)の折様(せりさう)かきやうなどをしるせるなり
- ・ 三十 魚鳥目録(ういづりめいりく) 此部(このぶ)には魚鳥(ういづり)などを目録(めいりく)に書次(しよじ)第(だい)等(とう)をしるすなり
- ・ 卅一 廻文触状(くわいぶんしゆくじやう) 此部(このぶ)には廻状(くわいじやう)のかきやう二三(にさん)の次第(さいだい)をしるすなり
- ・ 卅二 制札書法(せいさつしよぽう) 此部(このぶ)には制札(せいさつ)の書(しよ)様(さう)をしるす
- ・ 卅三 制札寸法(せいさつすんぽう) 此部(このぶ)には制札(せいさつ)の大(おほ)并寸法(なひすんぽう)をしるす
- (41)
- ・ 季 時候(きじゆう) 四季(しき) 晦朔(くわいしやく) 朝暮(あそぼ) 時刻(じやく) 詩歌(しか) 連俳(れんはい) 季(き)に用(もち)ふる物(もの) 年中(ねんちゆう)行事(ぎじ)
- ・ 右(みぎ) 凡(すべ)て年月日時(ねんげつにちじ)二(に)か、はる字(じ)此門(このもん)に入(い)る
- ・ 天(てん) 日月(にちげつ) 星(せい) 辰(ちん) 風(ふう) 雨(う) 雪(せつ) 霜(しも) 天(てん)にある物(もの) 天(てん)より降(くだ)る物(もの) 東西(とうせい)南北(なんぼく) 十(じゅう)干(かん) 十二(じふに)支(し) 都而象(とにやう)なくして名(な)有物(あひら)此門(このもん)にあり
- ・ 右(みぎ) 二(に)条(じょう)は天(てん)に属(ぞく)する字(じ)なり若(し)一方(いっぽう)に字(じ)なきは兩(りやう)方(ぽう)を見るべし
- ・ 地部(ちぶ)七(しち)条(じょう)文字(もんじ)至(いた)る字(じ)なく所(ところ)は此(こゝ)以下(以下)を七(しち)条(じょう)一(いつ)緒(じゆ)に出(い)出す
- ・ 神(かみ) 神仏(かみぶつ) 神仏(かみぶつ)の名宮(なみやう)寺(てい)神器(かみき)仏具(ぶつぐ) 都而神仏(とにかみぶつ)に係(か)る物(もの)此門(このもん)にあり
- ・ 国(くに) 国郡(くにぐん) 国名(くにな) 異國(いこく) 等迄(とうぢ) 城下(じやうげ) 郡(ぐん) 村(むら) 駅(えき) 大山(おほやま) 大川(おほがは) 名所(なごころ) 古跡(こせき) すべて土地(ち)に名(な)ある所(ところ)此門(このもん)にあり
- ・ 地(ち) 地理(ちり) 山(やま) 坂(さか) 谷(たに) 道(みち) 海(うみ) 川(がは) 池(いけ) 泉(いづみ) 岩石(いはし) 土砂(つちさ) 水火(みづか) 烟橋(えんきやう) 右(みぎ)のるい都て
- ・ 地(ち) にある物(もの) 此門(このもん)に出(い)せり
- ・ 家(け) 家居(けい) 禁中(きんちゆう) 中(ちゆう)より賤(せん)の家(け) 芝家(しばけ) 家(け) 一切(いっけつ)を庵座敷(あんざしき)二(に)階家(かいけ)の建具(たてぐ)の類(るい) 都而(とに)家(け)に付(つ)たる物(もの) 此門(このもん)に有(あ)る
- ・ 右(みぎ) 三門(さんもん) 都而(とに)地(ち)に属(ぞく)するをもつて紛(まご)るものあり 尋(たづ)ぬる字(じ)なくば三門(さんもん)の内照合(うちさうあ)せ見るべし

・器 道具 船具。金玉。武器。宝物。文書。すべて手にて持れる此門二有  
 ・衣 衣服。官服。僧服。絹。木綿。糸。綿。夜着。蒲団。染色。頭巾。都而人の身に着物。此門二あり

右二門道具いふくの類には紛るゝものありなき字は両方を見るべし  
 ・草 草木 五穀 草木 花実。葉種。すべて若。海苔。の類迄地より生ずる物  
 此門二あり

・食 食物 飲。食。丸散の類都而人の口二入ルもの此門二あり  
 右草木と食類は紛るゝ字ありなき字は両方を見合すべし

・人 人倫 故人の名。和漢の人物。官位。唐名。付。人品。士農工商。君臣童僕。男女。すべての人。親族。親孔兄弟夫婦都て一家一門のるい。支体。眼耳の類五臟六腑等。都て人のからだに有る字。病名。病は元よりかたわもの或は痛むかゆき等の字。右皆人の部に入ル品わけはせざれども右の類等だんぐゝにするす

・雑 言語 常に言扱ふ詞書状に用ゆる。字其外余の門にさぐりがたき。字すべて此門二あり

・数 数量 一二の数字万物かずに。かゝる字此門二あり

・生 生類 鳥獸魚貝蛇虫鬼都而。生類此門二あり

右部門有之候へ共初心の人は是に。かゝはらず只すむに。るひはねると。字をよみわけて御引被成候斗にて。即座に文字は見え申候

・一 如此は上の一字を假借して読下す也

・一 如此は上の二字を假借して読下す也

(44-1)  
 ・言語 書輪方。世話書。都てつねに言あつ。かふ文字及び他の。門にさぐりがたき。字は大棟此門に属す

・天地 乾坤。時候。國部。社堂。家居。風雨。國部。四季。朝暮。名所。旧跡。神社。仏閣

・神名。祭会。樓閣。家居。すべて天地の。間の字を採

・人倫。官位。人倫。支体。諸仏。祖師。和漢の。人物。君臣。父子。士。農工商。商病名。耳目

／都て人倫を採

・財衣 器財。衣裳。家財。船具。すべて。諸道具。絹布衣。服。糸綿の類を採

・植食 草木。飲食。五穀。野菜。草。口。実。葉種。飲食。菓。子の類。此部に採

・禽獸 気形。魚鳥。虫貝。禽獸の類。此門にとる

・天地 人倫。財衣。植食。此。門部の内。若文字をさぐり得ざる事。あらば。言語。門を見るべし。かならず。此門に有なり

(44-2)

・どうぐ。いふく。財 武具。馬具。舟の類。すべて。道具。絹。染色。もめん。綿。等の類。二寄候物あり。略して。此一字を書候所もあり

・草木。くいもの。木。くさき。葉種。五こく。何にて。も。食類。こと。くあり。略して。一字を書候所もあり

(59-2)

・乾坤 時候 四季。朝暮。晦朔。風雨。雪霜。山川。國郡。神社。仏閣。家居の類。都て。天地の間の字を採

・官位 人倫 支体 官職の名。諸仏。祖師。和漢の。人物。病名。身。体の類。すべて。此門にとる

(63)

・数量門 言語門 数量は数に。かゝはる文字。言語は。日用の。文辞。行住。坐臥。一切の。文字。尽く。しるす

【節用集 書名一覽】 ※題名の表記、刊年は『節用集大系』に従う

52 二昧節用集 寛永九年(一六三二)刊

6 二休節用集 寛永二年(一六二五)刊

7 真草二行節用集 寛永一年(一六二八)刊

8 真草二行節用集 正保三年(一六四六)刊



9-1	真草二行節用集	慶安三年（一六五〇）刊	32-1	袖宝節用集	寬延三年（一七五〇）刊
9-2	真草二鉢節用集	慶安四年（一六五一）刊	33-1	万世節用集広益大成	宝曆六年（一七五六）刊
10-1	真草二行節用集	慶安四年（一六五一）刊	33-2	大節用文字宝鑑	宝曆六年（一七五六）刊
10-2	真草二行節用集	寬文四年（一六六四）刊	34	袖中節用集	宝曆八年（一七五八）刊
11	真草二行節用集	寬文五年（一六六五）刊	35-1	女節用集文字囊	宝曆十二年（一七六二）刊
12-1	頭書增補二行節用集	寬文一〇年（一六七〇）刊	35-2	百万節用宝来蔵	明和六年（一七六九）刊
12-2	二行節用集	延宝二年（一六七四）刊	37-1	文翰節用通宝蔵	明和七年（一七七〇）刊
15・16	新刊節用集大全	延宝八年（一六八〇）刊	37-2	満字節用錦字選	明和八年（一七七一）刊
17-2	頭書增補二行節用集	貞享元年（一六八四）刊	39-2	大広益字尽重宝記綱目	天明元年（一七八一）刊
18-1	頭書增補節用集大全	貞享二年（一六八五）刊	40	万代節用字林蔵	天明二年（一七八二）原板 寛政七年（一七九五）補刻
18-2	頭書增補節用集大全	貞享四年（一六八七）刊	41	大成正字通	天明二年（一七八二）刊
19・20	広益二行節用集	貞享三年（一六八六）刊	42	字典節用集	天明三年（一七八三）刊
21	鼈頭節用集	貞享五年（一六八八）刊	43	日本節用万歳蔵	天明五年（一七八五）刊
22	頭書大益節用集綱目	元禄三年（一六九〇）刊	44-1	早考節用集	天明五年（一七八五）刊
23-1	頭書增補節用集大全	元禄七年（一六九四）刊	44-2	節用集	天明六年（一七八六）刊
23-2	頭書增字節用集大成	元禄一〇年（一六九七）刊	45-1	掌中節用急字引	寛政六年（一七九四）刊
24-1	頭書增補大成節用集	元禄一二年（一六九九）刊	46・47	字貫節用集	寛政八年（一七九六）刊
24-2	頭書增補大成節用集大全	元禄一三年（一七〇〇）刊	48	絵引節用集	寛政八年（一七九六）刊
25-1	世話用文章	宝永六年（一七〇九）刊	49-1	大豊節用寿福海	寛政一一年（一七九七）刊
25-2	童子字尽安兒	正徳六年（一七一六）刊	49-2	字尽節用解	寛政一一年（一七九七）刊
26-1	男節用集如意宝珠大成	享保元年（一七一六）刊	50	倭漢節用無双囊	寛政一一年（一七九七）刊
27	大益字林節用不求人大成	享保二年（一七一七）刊	51	万宝節用富貴蔵	享和二年（一八〇二）刊
28-1	満字節用書翰宝蔵	享保一五年（一七三〇）刊	53・54	字引大全	文化三年（一八〇六）刊
28-2	大富節用福寿海	享保一八年（一七三三）刊	55	懐宝節用集綱目大全	文化九年（一八一二）刊
29	悉皆世話字彙墨宝	享保一八年（一七三三）刊	57・58	江戸大節用海内蔵	文久三年（一八六三）刊
30-2	森羅万象要子海	元文五年（一七四〇）刊	59-1	字宝節用集千金蔵	文化一五年（一八一八）刊
31-1	女節用集鬚栗囊家宝大成	寛保三年（一七四二）刊	59-2	文会節用集大成	文政二年（一八一九）刊
31-2	永代節用大全無尽蔵	宝暦一年（一七五一）刊			

60-1	新撰正字通	文政五年（一八三二）刊
60-2	俳字節用集	文政六年（一八三三）刊
61・62	早字節用集	文政八年（一八二五）刊
63	倭節用集悉改大全	文政九年（一八二六）刊
66	大宝早引節用集文林蔵	文政一三年（一八三〇）刊
68-1	増補訂正掌中要字選	天保一二年（一八四一）刊
71-2	文字通	弘化四年（一八四二）刊
73・74	大成無双節用集	嘉永二年（一八四九）刊
75・76	大日本永代節用無尽蔵	嘉永二年（一八四九）刊
77・78	万代節用集	嘉永三年（一八五〇）刊
79・80	永代節用集	嘉永三年（一八五〇）刊
88-1	早字引集	明治三年（一八七〇）刊
94	雅俗節用集	明治一一年（一八七八）刊

(注)

\*1 天象・地儀・植物・動物・人倫・人体・人事・飲食・雑物・光彩・方角・員数・辞字・重点・畳字・諸社・諸寺・国郡・官職・姓氏・名字。

\*2 藤本による以下の研究による。口頭発表「『色葉字類抄』の分類意識―「人事」「辞字」部の動詞形項目の配置を中心に―」（日本語学会二〇一四年度秋季大会、二〇一四年一〇月一九日）、『三卷本『色葉字類抄』人事部・辞字部の性質』（『日本語学論集』一一、二〇一五）、『色葉字類抄』の研究』（勉誠出版、二〇一六）。

\*3 中世の韻書である『聚分韻略』には二門分類が施され、編者による序文中にも門の説明が見られる。当該序文の解説は、高橋忠彦・高橋久子著『日本の古辞書「序文・跋文を読む」』（大修館書店、二〇〇六）に詳しい。

付記

・資料調査に際し、石川県立歴史博物館、金沢市立玉川図書館、近世史料館、国立国会図書館古典籍資料室、東京大学文学部国語研究室（敬称略、五十音順）には大変お世話になった。記して感謝申し上げる。

・本研究の一部は、藤本による口頭発表「辞書の部分けについての一考察―中世・近世を中心に―」（近代語学会研究発表会、二〇一九年六月一日）の発表内容の一部を改変したものである。

・本研究は、JSPS 科研費（18K12407・若手研究・「色葉字類抄」を中心とする国語辞書の語彙・系譜の研究」・藤本灯）ならびに平成三二年度植田安也子学術振興基金助成事業（森上亜希子）による助成の成果の一部である。

（ふじもと あかり・本学講師）  
（もりがみ あきこ・本学博士前期課程）